

ブルキナファソ国
苗木生産支援プロジェクト
詳細計画策定調査報告書

平成 22 年 3 月
(2010 年)

独立行政法人国際協力機構
地球環境部

環 境
JR
10-032

ブルキナファソ国
苗木生産支援プロジェクト
詳細計画策定調査報告書

平成 22 年 3 月
(2010 年)

独立行政法人国際協力機構
地球環境部

序 文

日本国政府は、ブルキナファソ国政府から技術協力要請を受け、同国において「苗木生産支援プロジェクト」に係る詳細計画策定調査を行うことを決定しました。

これを受け、当機構は、本案件にかかる詳細計画策定調査団を2008年10月5日から10月22日に派遣し、ブルキナファソ政府と協力の枠組みを概ね合意しましたが、案件開始にあたって先方の予算、体制の調整等の準備に時間を要しました。今般、先方の体制等が整ったことから2009年10月14日に「苗木生産支援プロジェクト」に係る実施協議議事録(R/D)の署名を行いました。

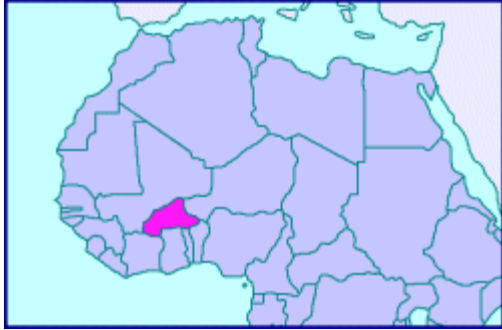
これらを踏まえ、以上の調査、協議の結果を本報告書に取りまとめました。この報告書が本計画の今後の推進に役立つとともに、この技術協力事業が両国の友好・親善の一層の発展に寄与することを期待いたします。

終わりに、本調査に対しご協力とご支援をいただいた両国の関係者の皆様に、心から感謝の意を表します。

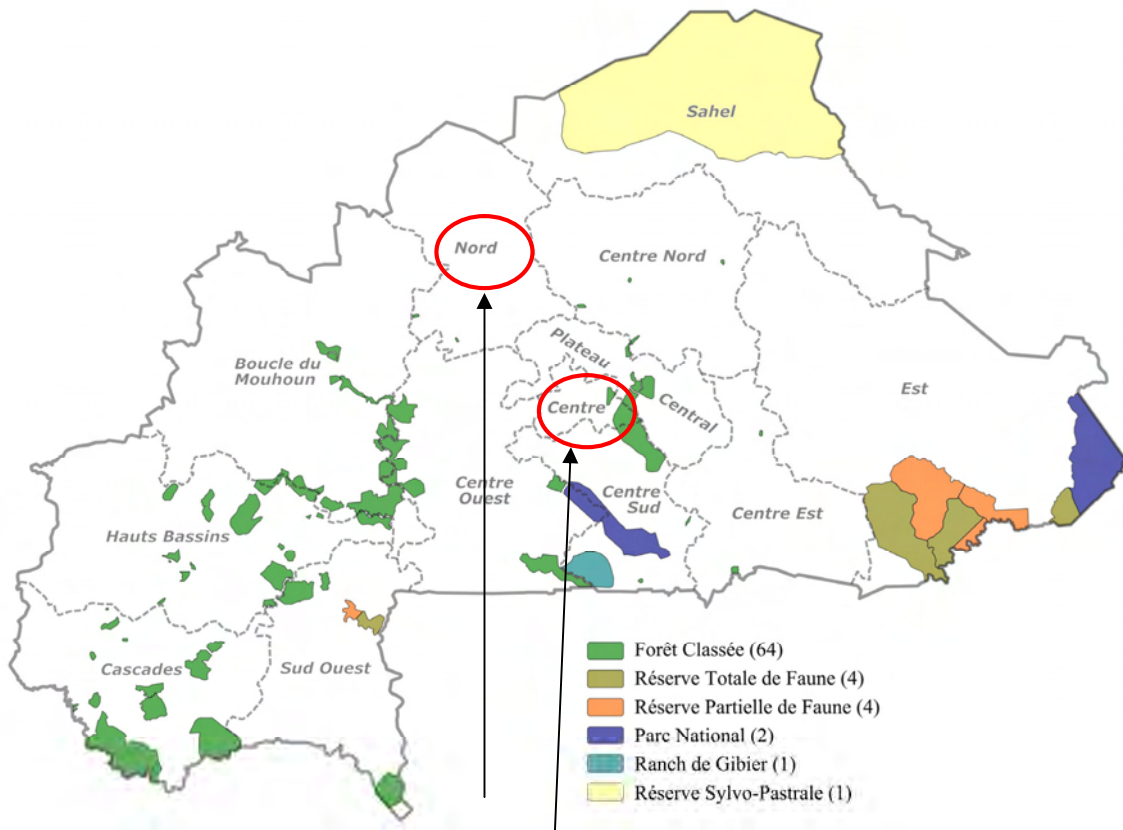
平成22年3月

独立行政法人国際協力機構
地球環境部長 中川 聞夫

プロジェクト位置図



ブルキナファソ国



対象州 2 州： 中央州 (Centre)、北部州 (Nord)

写真



写真 1

FAO によるニジェール河流域堆砂対策プログラムの植林サイト（ドリ）

砂丘固定のため、植え穴による植林（ザイと呼ばれる伝統手法）を実施



写真 2

環境・生活環境省州森林局の苗畑



写真 3

民間苗畑（ドリ）

シロアリ対策は取られていない



写真 4

苗木生産グループへの聞き取り
（ドリ）

略語一覧

略 語	正式名称	和 名
AIJ	Activities Implemented Jointly	共同実施活動
APFNL	Agence de promotion des produits forestiers non ligneux	非木材林産物促進機関
ARSF	Antenne Régionales de Semences Forestière	地方森林種子局
Asdi	Agencia Sueca de Cooperacion Internacional	スウェーデン国際開発協力庁)
ATE	Agent Technique de l'Environnement	環境技術者
BUNED	Bureau national des évaluations environnementales et de gestion des déchets spéciaux	環境評価・特別廃棄物管理国家事務局
CDM	Clean Development Mechanism	クリーン開発メカニズム
CGCT	Code Général des Collectivités Territoriales	地方自治体一般法
CNSF	Centre national de semences forestières	国立森林種子センター
COP	Conference of Parties	締約国会議
C/P	Counter Part	カウンターパート
CVD	Conseils Villageois de Développement	村落開発議会
DAP	Direction des aménagements paysagers	景観改善局
DAPN	Direction de l'assainissement et de la prévention des pollutions et nuisances	衛星・汚染公害防止局
DCD	Direction des carrières et de la discipline	職業規律局
DEE	Direction des évaluations environnementales	環境教育局
DEP	Direction des études et de la planification	調査計画局
DFC	Direction de la faune et des chasses	野生動物狩猟局
DGACV	Direction générale de l'amélioration et du cadre de vie	生活環境改善総局
DGCN	Direction générale de conservation de la nature	自然保全総局
DGEF	Direction générale des eaux et forêts.	水森林総局
DiFor	Direction des forêts	森林局
DiGF	Direction du génie forestier	森林土木局
DNA	Designated National Authority	指定国家機関
DOL	Direction des opérations et de la logistique	作戦兵站局
DPECV	Direction provinciale de l'environnement et du cadre de vie	環境生活環境県局
DRECV	Direction régionale de l'environnement et du cadre de vie	環境生活環境州局
DRH	Direction des ressources humaines.	人材局
DSES	Direction du suivi écologique et des statistiques	生態モニタリング統計局
ENEF	Ecole Nationale des Eaux et Forêts	国立水森林学校
EPE	Etablissement Public de l'Etat	国家公法人
FAO	Food and Agriculture Organization	国際連合食糧農業機関

略 語	正式名称	和 名
FEM	Fonds pour l'Environnement Mondial.	地球環境ファシリティ
JICA	Agence Japonaise de Coopération Internationale	独立行政法人国際協力機構
LPDRD	Lettre de Politique de Développement Rural Décentralisé	地方分権型農村開発政策文書
MAHRH	Ministère de l'Agriculture, de l'Hydraulique et des Ressources Halieutiques	農業・水利・水産資源省
MECV	Ministère de l'Environnement et du Cadre de Vie	環境・生活環境省
M/M	Minutes of Meeting	議事録
NTFP	Non Timber Forest Products	非木材林産物
OFINAP	Office national des aires protégées	国家保護区事務局
PANA	Programme d'Action National d'Adaptation à la variabilité et aux Changements Climatiques	気候変動適応国家行動計画
PANE	Plan d'Action National pour l'Environnement	国家環境行動計画
PDA/ECV	Programme Décennal d'Action du secteur de l'Environnement et du Cadre de Vie	環境・生活環境セクター10 年行動計画
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス
PFN	Politique Forestière Nationale	国家森林政策
PNE	Politique Nationale en matière d'Environnement	国家環境政策
PNGT2	Programme Nationale de Gestion de Terroirs - phase-II	テロワール管理国家プログラム第2 フェーズ
PO	Plan of Operation	活動計画表
PRIJD	Plan de Réforme Institutionnelle et Juridique pour la Décentralisation dans le Secteur Forestier	森林セクターにおける地方分権化のための制度的・法的改革計画
PROGEPA F/Co	Projet de Gestion Participative et durable des Forêts dans la Province de la Comoé	コモエ県における住民参加型持続的森林管理計画
PRONAGR EF	Programme National de Gestion durable des Ressources Forestières et Fauniques : 2006-2015	森林資源・野生動物資源持続的管理国家プログラム
PROTECV	Programme Triennal du secteur de l'Environnement et du Cadre de Vie	環境・生活環境セクター3 年計画
PRSP	Poverty Reduction Strategic Paper	貧困削減戦略文書
RIFED/AO	Réseau des Institutions de Formation en Environnement et Foresterie pour le Développement Durable en Afrique de l'Ouest	西アフリカ持続的開発のための森林・環境管理研修機関ネットワーク
SDECV	Service départemental de l'environnement et du cadre de vie	環境生活環境郡局
SDR	Strategie de Développement Rural à l'horizon 2015	農村開発戦略

略 語	正式名称	和 名
SNCCC	Stratégie Nationale de mise en œuvre de la Convention sur les Changements Climatiques	気候変動枠組条約実施国家戦略
SP/CONED D	Secrétariat permanent du conseil national pour l'environnement et le développement durable	環境・持続的開発のための国家評議会常設事務局
TSE	Technicien Supérieur de l'Environnement	上級環境技術者
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNFCCC	United Nations Framework Convention on Climate Change	国連気候変動枠組条約
UNFPA	United Nations Population Fund	国際連合人口基金
UPC	Unité de protection et de conservation	保護・保全ユニット
ZVIC	Zones Villageoises d'Intérêt Cynégétique	狩猟村落地域

目 次

序文	
プロジェクト位置図	
写真	
略語一覧	
目次	
第1章 調査団派遣	1
1-1 調査の背景	1
1-2 調査の目的	1
1-3 調査団の構成	2
1-4 調査日程	2
1-5 主要面談者	3
1-6 協議内容概要	4
第2章 プロジェクト要請の背景	7
2-1 気候変動対策と森林・自然環境分野	7
2-2 「ブ」国の森林・自然資源の現況	8
2-3 「ブ」国の森林・自然環境分野の政策・計画	12
2-4 森林・自然環境分野の政策・計画と上位政策・開発計画との関係	15
2-5 森林・自然環境分野の実施体制	18
2-6 森林・自然環境分野における他ドナーの援助動向	27
2-7 「ブ」国に対する我が国の森林・自然環境分野の協力と「ブ」国の森林政策	29
第3章 協力分野の現状と課題	31
3-1 苗木生産・植林分野のこれまでの経緯と課題	31
3-2 民間苗木生産者の抱える課題	32
3-3 「ブ」国における木材生産	33
3-4 苗木生産及び植林に対する「ブ」国政府の現状認識	33
3-5 現在の苗木生産状況	34
3-6 苗木生産及び植林実施における森林行政の役割と現状	35
3-7 公営苗畑と民間苗畑の役割	36
3-8 苗木生産組織の活動の状況	36
3-9 森林種子センター（CNSF）の状況	36
3-10 優先樹種について	37
第4章 プロジェクトの基本計画	38
4-1 プロジェクトの名称・対象地域・裨益者・期間	38

4-2 上位目標・プロジェクト目標・成果・活動.....	38
4-3 投入.....	39
4-4 プロジェクトの実施体制.....	39
4-5 モニタリング.....	40
第5章 技術協力の妥当性.....	41
5-1 実施の妥当性.....	41
5-2 自立発展性.....	41
第6章 プロジェクト実施にあたっての留意事項.....	42
6-1 団長所感.....	42
6-2 本プロジェクトに求められる専門家.....	43
6-3 専門家の派遣時期.....	43
6-4 先方の予算確保について.....	44
6-5 案件名変更とそれに伴う手続き.....	44
6-6 ボランティアとの連携.....	44
6-7 協力終了後の自立発展性を見据えた活動展開.....	44

添付資料

1. 要請書
2. 詳細計画策定調査ミニッツ
3. 実施協議議事録（R/D、ミニッツ）
4. 苗木生産国家戦略（仏文・訳文）

第1章 調査団派遣

1-1 調査の背景

国土の北部がサヘル地域に属しているブルキナファソ国（以下、「ブ」国）では、砂漠化の進行が土地の劣化、森林破壊、水資源の減少など生活環境の悪化を引き起こし、砂漠化防止対策は国の重要課題となっている。「ブ」国はこれらの課題に対処し、自然資源の持続的管理を図るため、1995年に「国家森林政策（PFN）」、1996年に「森林整備国家計画（PNAF）」、1997年には「森林法」を策定して、その実施を図っている。

これらに加え、植林推進のため、2007年には「苗木生産国家戦略（SNPP）」が策定された。SNPPの上位目標は、砂漠化対策、食糧安全保障、貧困削減に貢献することであり、①苗木生産業者の組織化と技能向上を通じた苗木生産の強化、②それぞれの地域に適した樹種の推進、③苗木生産インフラ改善を通じた生産効率性・収益性の改善、④実現可能な植林活動の提案と4つの目標が掲げられている。

苗木生産は「ブ」国の最も重要な林業活動の一つとされているが、公営苗畑における育苗が予算不足により困難をきたしている。また、1992年より「ブ」国政府は民間による苗木生産を奨励し、住民による民間苗畑が増加した。しかし、村落コミュニティ及び民間による苗木生産は、①生産者支援制度がない、②市場が確保できない、③収益性が低い・不確実である、④生産技術が低い、⑤多様な生態環境に適した樹種の選択ができない等の問題のため停滞している状況にある。

これまで「ブ」国政府は、有用樹種の導入・振興や地方苗畑改修計画、国立種子支援計画などを通し、苗木生産の向上を図り、苗木生産は活発化してきているが、①関係者の適正な組織化、②商品化や流通体制の整備、③効率的な計画・モニタリング、等の課題が残されている。そのためこれらに取り組み「苗木生産国家戦略」を実現することが喫緊の課題となっており、そのための技術支援として、「ブ」国政府より本案件実施支援への要請がなされた。

1-2 調査の目的

本案件の要請の背景を確認し、森林局(DiFor)、国立種子センター(CNSF)等の「ブ」国側関係機関との協議及び現地調査を通して、プロジェクトの基本方針（PDM、PO）、協力内容（専門家派遣、機材供与計画等）、実施体制（C/P配置計画、機材・施設整備状況、予算措置等）について検討する。

また、対「ブ」国における当該分野の協力にかかる全体像を把握し、その中における本件の位置づけを明確にする。

この結果、本件内容を最終的なPDM案、PO案、及び協力計画（活動内容、専門家の分野、資機材等）を含む協議議事録（M/M）の署名・交換を行う。

1-3 調査団の構成

担当分野	氏名	所属
総括	遠藤 浩昭	JICA 地球環境部 森林・自然環境保全第二課課長
森林行政/苗木生産	森田 一行	農林水産省林野庁木材利用課 海外森林資源情報分析官
協力計画	岸田 匡	JICA 地球環境部 森林・自然環境保全第二課
通訳	関田 眞理子	

1-4 調査日程

	日付	行程	宿泊地
1	6 Oct. 月	ワガドゥグ着	ワガドゥグ
2	7 Oct. 火	9:00 JICA ブルキナファソ事務所打ち合わせ 10:30 外務省アジア・アフリカ・中東局長表敬訪問 11:30 環境・生活環境省自然保護総局長(DGCN)表敬訪問 14:00 ドリへ移動 17:30 ドリ着、森林局カンボネ氏から要請内容についてプレゼン	ドリ
3	8 Oct. 水	<サイト調査1日目> 8:00 ニジュール川流域防砂対策プロジェクト(PLCE) サイト視察 11:00 サヘル州局長との打合せ 15:20 苗木生産業者組合、植林分野の NGO・アソシエーション等からの聞き取り ドリに出張の森林局長との打合せ	ドリ
4	9 Oct. 木	<サイト調査2日目> 9:30 ドリ発 12:00 カヤ着 15:00 中央北部州局長との打合せ 16:00 苗木生産業者組合、植林分野の NGO・アソシエーション等からの聞き取り 17:00 カヤ発 18:00 ワガドゥグ着	ワガドゥグ
5	10 Oct. 金	AM 団内打合せ 15:30 中央州地方苗畑(ナグバングレ)視察、苗木生産業者組合からの聞き取り 団内打合せ	ワガドゥグ
6	11 Oct. 土	団内打合せ	ワガドゥグ
7	12 Oct. 日	団内打合せ	ワガドゥグ
8	13 Oct. 月	8:00 森林局(Difor)での協議	ワガドゥグ
9	14 Oct. 火	10:30 森林局(Difor)での協議	ワガドゥグ

			16:00 環境・生活環境省次官(SG)表敬訪問 17:00 森林局 (Difor) での協議	
10	15 Oct.	水	11:30 ミニッツ(MM)署名・交換 15:20 環境・生活環境省自然保護総局長(DGCN)との意見交換 16:00 環境・持続的開発に関する諮問機関(SP/CONEDD)との意見交換	ワガドゥグ
11	16 Oct.	木	<環境プログラム無償協力準備調査に関する情報収集・協議> 8:30 環境省計画局 (DEP) 11:00 国立森林種子センター (CNSF) 15:30 国連開発計画(PNUD)	ワガドゥグ
12	17 Oct.	金	7:30 ワガドゥグ発 11:30 ボボデュラツ、Haut-Bassin 州局訪問 苗木生産者組織 FASO VERT 訪問 14:30 デンデレツ国立水森林官学校(ENEF)訪問 18:00 バンフォラ着、Cascade 州局訪問	バンフォラ
13	18 Oct.	土	コモエ県住民参加型持続的森林管理プロジェクト (PROGEPAF) 視察	バンフォラ
14	19 Oct.	日	コモエ県住民参加型持続的森林管理プロジェクト (PROGEPAF) 視察 11:00 バンフォラ発 17:00 ワガドゥグ着	ワガドゥグ
15	20 Oct.	月	15:00 事務所報告・打合せ ワガドゥグ発	

1-5 主要面談者

「ブ」国外務省、財務省、環境・生活環境省(MECV)の担当職員、C/P 機関となる MECV 森林局の担当職員、環境・生活環境省州局、県局職員、森林官、苗木生産組織等。

(1)JICA 事務所

森谷 裕司

ブルキナファソ事務所長

碓井 祐吉

所員

(2)外務省

M. NANA Benjamin

アフリカ・アジア・中東局長

(3)環境・生活環境省 (MECV)

Mme. KONATE

調査課長

M. ERNEST Bogoume

森林統計課長

M. KOLOGO Laurent

計画局長

(4)環境・生活環境省自然保全総局

M. Joachim OUEDRAOGO

自然保全総局長

(5)環境・持続的開発に関する諮問機関(SP/CONEDD)

Mme. Mariam Gui NIKIEMA SP/CONEDD

(6) 環境・生活環境省森林局との協議

M. Ibrahim LANKOANDE 環境・生活環境省森林局長

M. Kambone 環境・生活環境省森林局

(7)ドリ

M. Ibrahim LANKOANDE 環境・生活環境省森林局長

M. OUEDRAOGO Rasmané 環境・生活環境省セノ県局長 (DP de Seno)

M. KABORE Ibrahim 環境・生活環境省サヘル州局長(DR de Sahel)

(8)カヤ

Aglitni MOHAMED 環境・生活環境省中北部州局長(DR de Centre-Nord)

M. NIKIEMA François 環境・生活環境省サンマテング県局長 (DP de Sanmatenga)

Mme. SAWADOGO Angele 州局スタッフ(Staff de DR)

M. Zoungrana Issaka 苗木生産者グループ (Group TIIS LA Viim) 代表

(9)ボボデュラッソ

M. Belem Issaka 環境・生活環境省 Haut-Bassin 州局長

(10)国立森林種子センター

M. KONATE センター長

(11)国連開発計画

M. OUEDRAOGO Sylvestre エネルギー・環境部長

Mme. KOGACHI Aki エネルギー・環境分野プログラムオフィサー

1-6 協議内容概要

2008年10月7日から2008年10月13日の現地調査結果を踏まえて、調査団はプロジェクト関連機関と最終協議を行い、2008年10月15日に別添付資料2の通り協議議事録(M/M)を署名した。

協議議事録(M/M)の主な内容は、以下の通りである。

PDM 及び PO

プロジェクト・デザイン・マトリックス(以下「PDM」)は、プロジェクトの効果的かつ効率的な実施及び管理のために用いられ、本プロジェクトのPDM案は協議議事録のAnnex 2に添付の通りである。

PDMは、プロジェクト開始にあたり、目標に達するための要素の構築を定義するマトリックスであるが、プロジェクトの進捗に従って「プ」国側、日本側双方の間での協議により見直すこととする。

また、案件の実施のためにPDMに定められたプロジェクト活動に従って、活動計画表(以下「PO」とする)が定められるものとする。完成されたPDM及びPOは、R/D署名時に双方により合意されるものとする。

プロジェクトの目的と実施機関

本プロジェクトは、主に森林官及びグループを形成した民間苗木生産者の能力強化を目指し、苗木生産の効率化に役立てようとするものである。また、本プロジェクトは MECV により実施される。

「ブ」国における苗木の需要

植林活動は、自然環境の改善のみならず地域住民の生活条件の向上にも貢献する重要な政策である。このような政策を達成するためには、中央及び地方において目標植林面積及び植林計画が適切に計画され着実に実施されることが重要である。このためには、植林計画に沿った、良質で廉価な苗木の供給体制が整えられることが必要とされる。民間の苗木生産者を中心とした苗木生産体制が確立するためには、これら苗木生産者が恒常的かつ主体的に生産計画を立てられるようにならなければならない。ドナー資金を受けた植林も含めて公的植林活動がより適切に管理され、苗木生産者に対して需要に関するより正確な情報が供給されることが重要な課題である。また、あわせてドナー以外の植林活動の振興を図る必要がある。

プロジェクトの名称

「ブ」国政府は、苗木生産の 80%以上を占める民間苗木生産者をグループ化することで、事業の収益性を高めることを目指している。グループ化を通じて、技術指導を森林部局からまとめて受けられること、規模の拡大による効率的な販売といったメリットが得られるからである。現実には、苗木需要の不安定さやグループ運営分担金の不足が生産者グループの円滑な運営の阻害要因になっている。

このため、「ブ」国における苗木生産の振興には、「苗木生産業の組織化（グループを県、州レベルで連合すること）」よりも、苗木需要を明確にするための植林政策の策定、苗木生産者の技術レベルの向上、苗木生産者と利用者間のコミュニケーションの強化がより重要と調査団は判断した。

このような観点から、双方はプロジェクト名称を見直す必要について協議を行い、要請書に記載されていた「ブルキナファソ国苗木生産業組織化支援プロジェクト」に替わる新しいプロジェクト名称として「ブルキナファソ国苗木生産支援プロジェクト」が提案された。

プロジェクト対象地域

「ブ」国による要請書には、当初中央州、中北部州、北部州、サヘル州、オー・バッサン州の 5 州がプロジェクト対象地域として挙げられていた。プロジェクトの現場での活動内容に鑑みて対象州は 2 州に絞り、民間苗木生産者のグループ状況及び苗木需要が比較的多いこと、首都からの近さといった観点から、詳細計画策定調査の段階では、中北部州が対象地域として選定された。

双方による経費負担

双方は、「ブ」国側が C/P 等を通して 3 年間にわたるプロジェクトのローカルコストを負担することが不可欠であるという認識に合意した。「ブ」国側は、ブルキナファソ・日本の間での「ローカルコストにかかる打合簿」がプロジェクト実施のために必要であることを調査団に伝えた。この「ローカルコストにかかる打合簿」は双方によって取り交わすもので、これに向けて双方による協議が行われることになる。調査団は、「ブ」国側に対して、MECV がプロジェクト実施に必

要な C/P 配置を計画・実施できるよう、プロジェクト総予算が JICA から後日伝えられると述べた。双方による詳細な負担項目はその後双方の相互的な合意によって決定されるものとする。

公営苗畑の果たすべき役割

苗木生産者の育成に関して、MECV は公営苗畑が苗木生産者の研修の場としての役割があることを言及した。従ってこれら公営苗畑はプロジェクト実施にあたり効果的に活用されるものとする。

森林官の能力強化

MECV の森林官は苗木生産者に技術指導する役割があることから、その能力向上は重要である。このため国立森林種子センターや国立環境・農業研究所（INERA）森林生産部などの機関との連携が効果的なプロジェクト実施にあたって必要である。

第2章プロジェクト要請の背景

2-1 気候変動対策と森林・自然環境分野

「ブ」国政府は1993年9月2日付けで気候変動枠組条約（UNFCCC）を批准しており、締約国会議（COP）にも政府代表団を派遣し続けている。環境担当省はデンマークやUNDPの支援を受けながら、環境管理国家評議会常設事務局（SP/CONAGESE：現SP/CONEDD）を中心に1995年に温室ガスに関する調査を開始し、2001年にはUNFCCC事務局に国別報告書（Communication National）を提出した。そして同年、政府の取り組みの方針を示す気候変動枠組条約実施国家戦略（SNCCC：Stratégie Nationale de mise en œuvre de la Convention sur les Changements Climatiques）を策定している。

一方1997年から2004年まで、世銀の支援により、気候変動枠組条約の共同実施活動（AIJ）として採用されたプロジェクト（AIJ/RPTES）を実施している。AIJ/RPTESは、①灯油コンロ販売のパイロット事業、②光電池ソーラーシステムの推進、③参加型森林整備の推進、④改良製炭技術の推進、の4コンポーネントから構成され、前者2つを鉱物・採石・エネルギー省エネルギー総局が、後者2つをMECV水森林総局（当時）が実施にあたっている。このプロジェクトは、「森林被覆、生物多様性、生態系の炭素固定能力を保護しながら、特に都市域で急激に高まっている木質燃料の需要を保障する」ことを目標としていたが、MECVにとっては、それまでも推進してきた持続的な木材供給のための森林整備事業の一環として位置づけていたと考えられ、気候変動対策の森林関連プロジェクトとしては強く認識していなかったようである。当時の「ブ」国政府は砂漠化対策を前面に掲げ、植生回復や森林保全などを推進してきたが、森林政策を語る上で気候変動問題が俎上に載せられることは余りなかった。

「ブ」国政府は2005年3月31日に京都議定書に署名し、2006年11月には京都メカニズムの一つであるクリーン開発メカニズム（CDM）に参加する上で不可欠な指定国家機関（DNA）を設置した。DNAは、国の優先開発課題に合致するCDMプロジェクトの選択、CDMプロジェクトの審査と承認プロセスの確立、CDM理事会等国際機関との協議、CDMプロジェクト推進のための普及・啓発戦略の策定、CDMプロジェクトの登録、国外からの投資を促進するための法制度整備等を担うことになっている。DNAは、環境・持続的開発国家評議会常設事務局（SP/CONEDD）を事務局長として、商業会議所、全国外国貿易公社、商業総局、産業職人組合で事務局を構成し、エネルギー総局、自然保全総局、環境・農業研究所、植物生産総局、飲料水・衛生総局、環境評価局、経済・社会開発政策連携技術局の各行政機関を技術審議会として構成されている。

さらに政府は、水・農業・牧畜・森林の各セクターにおける既存の政策・プログラムとの連携を重視しつつ、既存の技術を活用しながら長期的に気候変動の影響に適応するための取り組みを示す気候変動適応国家行動計画（PANA：Programme d'Action National d'Adaptation à la variabilité et aux Changements Climatiques）を策定している（2006年）。PANAが示す適応行動の優先分野と優先行動は次のとおりである。

- 水分野 : 井戸整備、水質保全、水場保全
- 農業分野 : 優良種子普及、土壌劣化防止対策、灌漑、食糧安全保障対策強化
- 牧畜分野 : 牧草地保全、家畜飼料備蓄、放牧地管理

-森林分野 : 森林資源保全、非木材林産物活用、植林、改良かまどや再生可能エネルギーの普及、養殖普及

森林セクターの優先活動として、自然植生の整備・合理的管理（野火対策、過伐採対策、非木材林産物の活用等）、植林、天然更新及びザイ¹等の伝統技術を利用した植生回復、土壌の回復と保全、生物多様性の保護、などが提示されている。また、PANA では、気候変動適応のための 12 の優先プロジェクトを提示しているが、森林セクターに特化したものは 1 つに止まっている。

また、PANA では気候変動の様々な影響予測をしているが、森林資源については、1999 年に 2 億 m³と見積もられる潜在バイオマス量が、気候変動の影響によって 2050 年には 1.1 億 m³程度に減少し、いくつかの種が国内では消失すると見られているほか、サヘル地帯からスーダン地帯へいくつかの種が移動すると評価されている。気候変動の影響評価及び予測については、現在作成中の国別報告書（改訂版：2009 年末完成予定）で新たな評価数値が盛り込まれることになる予定である。

以上のように、森林政策において気候変動問題に対する積極的な姿勢がみられるようになったのはこの数年のことである。こうした一連の動きは、森林セクターに関していえば、COP/UNFCCC において CDM の議論が具体化するのに併せて、A/R-CDM を新たな植林推進のインセンティブにするため「気候変動」を新たな政策課題にしようという戦略であると捉えることができる。

しかし、気候変動のフォーカルポイントである SP/CONEDD が中心となって関連アクターの能力強化等に務めているが、MECV の幹部クラスであっても気候変動対策に関する知識レベルは十分とは言い難く、思うような案件形成がままならず、PANA に示した優先行動を実行していくためにも気候変動対策に関する能力強化が急務となっている。そのような状況において、今年の 6 月には SP/CONEDD において「CDM 能力開発プロジェクト」（UNDP 及び日本資金）、「気候変動適応能力開発プロジェクト」（UNDP 及び FEM 資金）、「人間の安全保障改善のための気候変動適応プロジェクト」が始まったところである。

2-2 「ブ」国の森林・自然資源の現況

(1) 自然植生区分

「ブ」国の自然植生は、年平均降雨量 600mm ラインを境界にサヘル地帯とスーダン地帯の 2 地帯に大きく区分される。さらにこれらは気候及び植物相の 2 要素をもとに北サヘル、南サヘル、北スーダン及び南スーダンの 4 区域に分類される（図 1-1）（Fontés et Guinko、1995）。

¹ Zai: 直径 30cm ほどの穴に堆肥を混入させ埋め戻す伝統的技術。保水力を高め穀物（ミレット等）の生産性を高めるマイクロキャッチメント農法の一つ。



図 1-1 : 「ブ」国植生帯区分図

(2) 森林面積の推移

「ブ」国では、1970年代の大旱魃を契機に、砂漠化と森林資源の消失が進行し深刻な問題となっている。FAOの統計によると、2005年の「ブ」国森林面積は国土の1/4を占める約679万haとなっており、1990年からの森林消失率は年間2.4万haとなっている。

一方、衛星画像から解析された土地占有データベース(BDOT: PNGT2, 2006)によると、2002年の「ブ」国における広義の林地面積は1,331万ha(国土の49.2%)を占めると推定されているが、指定林や南部の一部地域を除き大部分は耕作地内に樹木がみられるサバンナ・ステップ性疎林であり、狭義の森林面積は88万haに過ぎない。1992年からの10年間の森林消失率は年間11万haであり、その多くが農地等に転用されている。BDOTによる2002年の土地利用状況を表2-1に示す。

表 2-1：土地利用状況（2002 年）

	面積(ha)	国土面積に占める割合	1999-2002 年の増減 (ha/年)
農地	13,759,981	50.8%	104,925
農耕地	3,437,511	12.7%	16,886
アグロフォレストリー	2,305,603	8.5%	26,682
天水農地	8,016,867	29.6%	61,357
林地	13,305,238	49.2%	▲ 110,505
森林	884,514	3.3%	▲ 2,068
（回廊林）	50 249	0.2%	▲ 311
（樹林地：樹冠閉鎖率 50～70%）	834 265	3.1%	▲ 1,757
サバンナ	8,737,394	32.3%	▲ 94,104
（樹木サバンナ）	2 327 677	8.6%	▲ 22,542
（灌木サバンナ）	6 189 685	22.9%	▲ 71,275
（草本サバンナ）	220 032	0.8%	▲ 287
ステップ	3,683,330	13.6%	▲ 14,334
（樹林ステップ）	199 240	0.7%	▲ 1,166
（灌木ステップ）	2 213 572	8.2%	▲ 10,575
（草本ステップ）	1 270 518	4.7%	▲ 2,593
合計	27,065,219	100.0%	▲ 5,580

出典：PNGRF、2007.04 より改変

(3) 森林資源量

森林の蓄積量については様々な評価がなされているが、数値にバラツキがあり、現時点で蓄積量を把握することは困難な状況である。

Fontés et Guinko は 1995 年に「ブ」国の木質バイオマス量を約 177.4 百万 m³ と推定した(表 2-2)。バイオマス量は地域によって偏在しており、北スーダン帯に約 30%、南西部の南スーダン帯に約 64%と国土の南半分に 9 割以上が偏在していることになっている。

表 2-2：植生帯ごとの潜在木質バイオマス推定量

植生帯	面積 (km ²)	国土面積に占める割合 (%)	潜在木質バイオマス量 (百万 m ³)	割合 (%)
サヘル地帯	79,433	29.3	10,146	5.7
北サヘル帯	31,792	11.7	1,785	1.0
南サヘル帯	47,641	17.6	8,361	4.7
スーダン地帯	190,792	70.5	167,248	94.3
北スーダン帯	92,537	34.2	52,714	29.7
南スーダン帯	98,225	36.3	114,534	64.6
総計	270,225	99.8	177,394	100.0

出典：Fontés et Guinko (1995)

(4) 指定地域

国土面積の14%にあたる76カ所391万haが住民による利用権と開発方法を制限された指定地域 (domaine classé) であり、現存する天然林の約25%が指定されている (表 2-3)。なお、無計画な薪炭材・用材の伐採や林内耕作地の拡大、放牧、野火などの人為的圧力により、指定地域における実際の植生被覆面積はかなり低いと推定される。現在、指定地域はワガドゥグ市に委譲された指定林を除けばすべて国有林である。

一方、国ないし地方自治体によって指定されていない林地は保護地域 (domaine protégé) として分類され、住民が自由に農業・林業・放牧などの生産活動を営むことのできる地域となっている。

表 2-3：指定地域区分

指定地域区分	箇所	面積 (ha)	%
指定林	64	1,069,047	27.4
林畜保護区	1	1,600,000	40.9
国立公園	2	390,500	10.0
狩猟鳥獣区	1	94,000	2.4
全域動物保護区	4	302,500	7.7
部分的動物保護区	4	452,700	11.6
合計	76	3,908,747	100.0

出典：

(5) 森林資源の減少とその原因

1970年代の大旱魃を契機に森林資源の消失が進行し深刻な社会問題となった。そうした森林消失の原因には、森林生態系がもともと非常に脆弱である上に降雨量減少という自然要因が重なっているが、以下のような人口圧増加と貧困に起因する人為的要因も大きく関与している。

- 休閒農耕システムの破綻と土地生産力の低下
- 綿花作付面積拡大に伴う大規模な農地転用
- 野火による森林焼失
- 無計画な放牧による土地生産力の低下
- 都市部の急増するエネルギー需要を満たすための薪炭材の過伐採
- 都市周辺部の宅地化の拡大

こうした森林資源劣化、土地肥沃度低下は、一般に熱帯地域においてその回復は容易ではなく、貧困層の生活を特に脅かすものである。国内の家庭用熱エネルギーの90%は森林資源に依存しており、非木材林産物が特に農村部の住民の生活に密接に関係していることから、森林資源を持続的に利用することによって、貧困削減に貢献することが求められている。

2-3 「ブ」国の森林・自然環境分野の政策・計画

(1) 国家環境政策

1970年代及び1980年代初頭にサヘル地域を襲った大干魃を契機に、「ブ」国政府は砂漠化防止を国家的課題の一つと認識し、以来、植林による植生回復を基本方針とした各種森林政策を推進してきた。しかし、住民の関心の低さ、土地問題の存在、国土利用計画の欠如、移住問題、財源不足、環境的観点の欠如等の制約から必ずしも満足し得る結果は得られなかった。1991年には、これらの制約要因を排除しながら、砂漠化防止はもとより自然環境と社会の均衡化、国民生活の向上を図ることを目的とした「国家環境行動計画（PANE：Plan d'Action National pour l'Environnement）」を策定した（1994年改定）。PANEは、①生態系に配慮した環境活動、②生産活動、生産技術及び資源管理の適正化、③資源利用の合理化の3つを基本方針とした自然資源管理及び生活条件改善に関する基本文書であり、以降およそ10年間における各種プロジェクトはすべてこのPANEの実施の一環として位置づけられる。

しかし、環境保全・保護は分野横断的な問題であることから、その重要性がクローズアップされるに従い、他省庁におけるセクター戦略の実施やモニタリング体制、またセクター間での連携に支障が生じた。こうした背景から政府は2007年、開発政策・戦略における環境問題に配慮した枠組み政策として「国家環境政策（PNE：Politique Nationale en matière d'Environnement）」を策定した。PNEは、①自然資源の合理的管理と経済発展への貢献、②貧困削減のためのすべての階層による自然資源へのアクセス、③清潔な生活環境を国民に提供するための良質な環境確保、の3方針のもとに以下の方向性をあげている。

- 自然資源及び生活環境改善のための参加型保護・管理を可能にする法制度整備
- 環境ガバナンスの分担及び自然資源及び生活環境の参加型地方分権型管理を確保
- 関連組織・アクターの能力強化
- 情報化、環境教育、エコ市民権の促進
- 環境に関する国際的協定・条約・約束の遵守・実施
- 適正技術の獲得・採用と技術移転の推進

(2) 国家森林政策と森林セクタープログラム

一方、政府は砂漠化防止、環境保全対策、森林資源の持続的開発を狙いとした「国家森林政策（PFN：Politique Forestière Nationale）」を1995年に策定し、PANE実施における森林セクターの政策根拠を示した。PFNは、森林、野生動物、漁業の3分野におけるそれぞれの現状と役割を明確化し、各分野における共通方針を以下のとおり定め、それに基づく各計画を与えるための戦略及び実施アプローチを総合的に示している。

- 適正な整備・利用方法に基づく資源の有効利用
- 農村地域における雇用創出と収入の安定化
- 生物多様性の保全、特に絶滅の危機にある動植物の保護
- 農村部における生活環境の改善
- 天然資源に関する知識と情報の継続的な向上

森林分野における個別目標としては、以下があげられている。

- 木材（燃料材、用材）や食用・薬用林産物の需要と供給の不均衡の是正
- 保全指定区及び保護区における荒廃土地のリハビリテーション
- 村落間の森林境界の画定とその活用による農村空間の編成と開発

PFN 実施のための枠組みプログラムとして 1984 年に確定された「村有林国家計画（PNFV : Programme National de Foresterie Villageois (1991 年改定)」と、1996 年に策定された「森林整備国家計画（PNAF : Programme National d'Aménagement des Forêts、1996 年）」があり、農民組織に対する適正技術移転と責任委譲に焦点を当てた 2 つの林業プログラムを中心に森林保全や砂漠化防止の各種事業を実施してきた。

今世紀になると、参加型野火管理の推進やアラビアゴムなど非木材林産物（NTFP）の活用・普及、そして水土保持技術の適用による劣化土壌回復など、住民のニーズや地域性を反映する様々な取り組みが実施され、薪炭林造成に躍起になっていた時期に比べ森林政策は多様化している。

しかし、住民による林業活動は依然として低調であり、各地での経験・技術の共有・普及が進まず、また、利用可能な森林資源の未把握、実践と研究部門の連携不足といった行政レベルの課題や、意思決定機関としての協議枠組が機能しないなどの課題が浮き彫りになった。

こうした状況において、政府は PNFV と PNAF の経験を集約し、森林資源の持続的な保護・管理をさらに推進するため、野生動物部門との統一プログラムとして、2015 年を目途とした「森林資源・野生動物資源持続的管理国家プログラム（PRONAGREF : Programme National de Gestion durable des Ressources Forestières et Fauniques : 2006-2015）²」を 2006 年に策定している。

PRONAGREF の森林部門は、資源管理の適正化を主要目標に掲げる PFN の思想に則り、森林資源の持続的管理と地方分権化を推進している。また経済的生産性を高めることによる雇用創出と収入向上によって貧困削減戦略に資することを上位目標とし、次の 4 つの方向性を打ち出している。

- 森林資源に関する過去の経験の蓄積と知識の向上
- 合理的森林資源管理のための関係者の能力強化
- 林産物の合理的な活用と多様化による持続的森林資源管理
- 持続的森林資源管理に関する政策及び法制度枠組みの強化

(3) 環境・生活環境セクター10 年行動計画及び 3 年計画

PNE を実現するため、2015 年までに環境の悪化傾向を減少させ、環境セクターが国家経済及び国民生活の充足に貢献することを上位目標とした「環境・生活環境セクター10 年行動計画（PDA/ECV : Programme Décennal d'Action du secteur de l'Environnement et du Cadre de Vie）」が策定されており、現在、環境セクターのすべての活動、プロジェクトは PDA/ECV をもとに進められている。PDA/ECV の基本方針は以下のとおり。

² 当初 PRONAGREF は森林部門、野生動物部門それぞれの改定国家プログラム及び横断的枠組ドキュメントの 3 部構成で策定されていたが、2009 年 8 月現在、1 冊のドキュメントとしての改定作業をなお継続中である。森林部門の内容に大幅な変更がないことを DGCN に確認した。

- グッドガバナンスの推進
- 人的資源の開発
- 地方分権化プロセスの強化
- 自然資源の持続的管理
- ジェンダーアプローチへの配慮
- 地域間不均衡の是正
- 国家の役割の再中心化
- 能力移転
- 国とその他アクターのパートナーシップ強化
- 持続的開発の原則（保護、参加、予防、公平とグッドガバナンス、汚染者負担の原則、連帯、協力）

PDA/ECV の実施にあたって、自然資源の持続的管理、生活環境改善、MECV の能力強化、を 3 大課題とし、25 のプログラムを設定している。

また、PDA/ECV を実現する上でより実用的な計画を設定する「環境・生活環境セクター3 カ年計画（PROTECV : Programme Triennal du secteur de l'Environnement et du Cadre de Vie）」が現在スウェーデン国際開発機構（Asdi）の支援により策定中である。PROTECV の方向性は以下のとおり。

- 環境劣化傾向を緩和
- 国民の社会経済的ゆとりへの貢献
- すべてのアクターの効果的な連携のためのあらゆるレベルにおけるパートナーシップ強化

(4) 地方分権化のための制度・法的改革計画

「ブ」国では過去 20 年近くに亘り地方分権化を進めてきている。1998 年の地方分権化に関する基幹文書（TOD : Textes d'Orientation de la Décentralisation）によって、地方分権化はガバナンスと地域開発における主要な戦略目的となった。TOD は、以下の 4 つの法律を指す。

- 地方分権化の方針に関する法律 N°040/98-AN
- 地方行政組織に関する法律 N°041/98-AN
- 地方自治体の組織・機能に関する法律 N°042/98-AN
- 地方分権化実施計画法 N°043/98-AN

2002 年には、農村地域におけるあらゆる開発アプローチに対する基本方針を示した「地方分権型農村開発政策文書（LPDRD : Lettre de Politique de Développement Rural Décentralisé）」が策定されている。そして、2004 年に公布された地方自治体一般法 N°055-2004/AN 号³（CGCT）を受け、それまでの「州（Région）、県（Province）及び郡（Département）」から、「州及びコミューン（Commune）」へ移行している。コミューンには、就学前・基礎教育、識字教育、保健、文化、青少年、スポーツ・レジャーの他、環境・自然資源管理分野では権限と財源が委譲される。2006 年 4 月には直接選挙によりコミューン議会議員が選出されているが、2007 年 1 月から始動した新しい地方自治組

³ Loi N°055-2004/AN du 21 décembre 2004 portant Code Général des Collectivités Territoriales du Burkina Faso : 2006 年に修正法 Loi N°021-2006/AN portant modification de la Loi N°055-2004/an du 21decembre 2004 portant Code General des Collectivités Territoriales au Burkina Faso.が公布されている。

織であるコミューンにおいては、いまだ人材・資機材・資金において十分ではなく、社会サービスを提供する体制が整っていない。また、2007年政令032号⁴の発布を受け、村落開発議会（CVD：Conseils Villageois de Développement）を村落ごとの選挙により形成することになっている。地方分権化に伴い郡の行政区がコミューンにそのまま移行した形となっているが、現時点でこの2つは並存し、郡は中央省庁出先機関における事業、コミューンは住民情報関連業務を担当している。

森林セクターにおいても2006年、森林管理を地方自治体に移譲させるためのアクションプラン「森林セクターにおける地方分権化のための制度的・法的改革計画（PRIJD：Plan de Réforme Institutionnelle et Juridique pour la Décentralisation dans le Secteur Forestier）」が策定されている。

PRIJDは、地方分権化の法制度的枠組みを規定するCGCT、国家の土地を管理という観点から規定する農地土地再整理法⁵（RAF）、自然資源の合理的で公正な管理のための法的枠組み及び地方自治体の役割を規定する森林法⁶を法的根拠として、地方分権化に伴う森林セクターの制度改革を提言している。国家及び地方自治体のそれぞれの役割分担を明確にし、それぞれに必要な能力と人的・財政的資源を提示した。

これまでのMECVによる森林行政は全ての公有林（私有林以外）の管理を担ってきたが、地方分権化により、全面的に責任を負うのは国有指定地域のみとなり、地方自治体有林（指定地域）及び保護林（非指定森林地域）の管理は地方自治体と責任を分かち合うこととなる。森林行政は、国家政策・計画の策定・実施、関連法規の適用のほか、地方自治体による林業活動の監督・モニタリング、そして技術支援を担う。一方、地域の森林資源管理の実施を担うのは地方自治体であり、自らのリソースと能力を振り向けねばならない。

なお、PRIJDは、改革計画実施のために必要な人材・資機材・技術・財政を動員・連携することを上位目標としたアクションプランの基本戦略として、①情報共有、②法体系（税制を含む）、③体制、④計画管理、⑤研修、の5つを掲げている。

2-4 森林・自然環境分野の政策・計画と上位政策・開発計画との関係

「ブ」国における貧困削減対策戦略文書（PRSP）は、ミレニアム開発目標（MDGs）を達成するための同国のすべての開発政策の基本枠組として位置づけられ、2000年に策定、2003年に改訂版が策定されている。2003年改訂版では、①公正さを基礎とした発展の加速、②貧困層の社会サービス及び社会保護へのアクセスの保証、③公正な貧困層のための雇用及び収入活動機会の拡大、④グットガバナンスの推進、を4つの主要方針としており、森林分野では「森林整備面積の拡大」が具体的目標として掲げられている。

また、PRSPの下位に位置するすべての農村開発関連セクターにおける基幹戦略文書として2003年には「農村開発戦略（SDR：Strategie de Développement Rural à l'horizon 2015）」が策定されている。SDRは、2015年を目途として貧困削減、食糧安全保障の強化、持続的な開発の推進に寄与するための農村セクターの持続的な発展を上位目標とし、次の6項目を戦略目標として掲げている。

⁴Décret N°2007-032/PRES/PM/MATD portant organisation, composition et fonctionnement des Conseils Villageois de Développement (CVD).

⁵ Loi N°014/96/ADP du 23 mai 1996 portant Réorganisation Agricole et Foncière

⁶ Loi N°006/97/ADP du 31 janvier 1997 portant Code Forestier

- 農林畜産業の増大
- 農村部における経済活動の多様化による収入向上
- 生産と市場との関係の強化
- 天然資源の持続的管理の保障
- 農村部における女性と若者の経済状況と社会的地位の改善
- 開発アクターとしての農村部中への責任付与

上述のとおり、現在環境セクターでは PNE を政策根拠として様々な取り組みが行われているが、PNE は MDGs、PRSP、SDR という一連の開発計画・戦略を達成するための国家政策である。

また、現在、PNE の実現にあたり実施すべき計画を具体化する「持続的開発のための環境計画 (PEDD : Plan d'Environnement pour le Développement Durable)」が策定中であるが、PDA/ECV は、PNE 及び PEDD が提示する方針に対する 10 ヶ年計画という位置づけになる。

図 2-2 に「ブ」国における森林・環境政策の枠組みを示す。

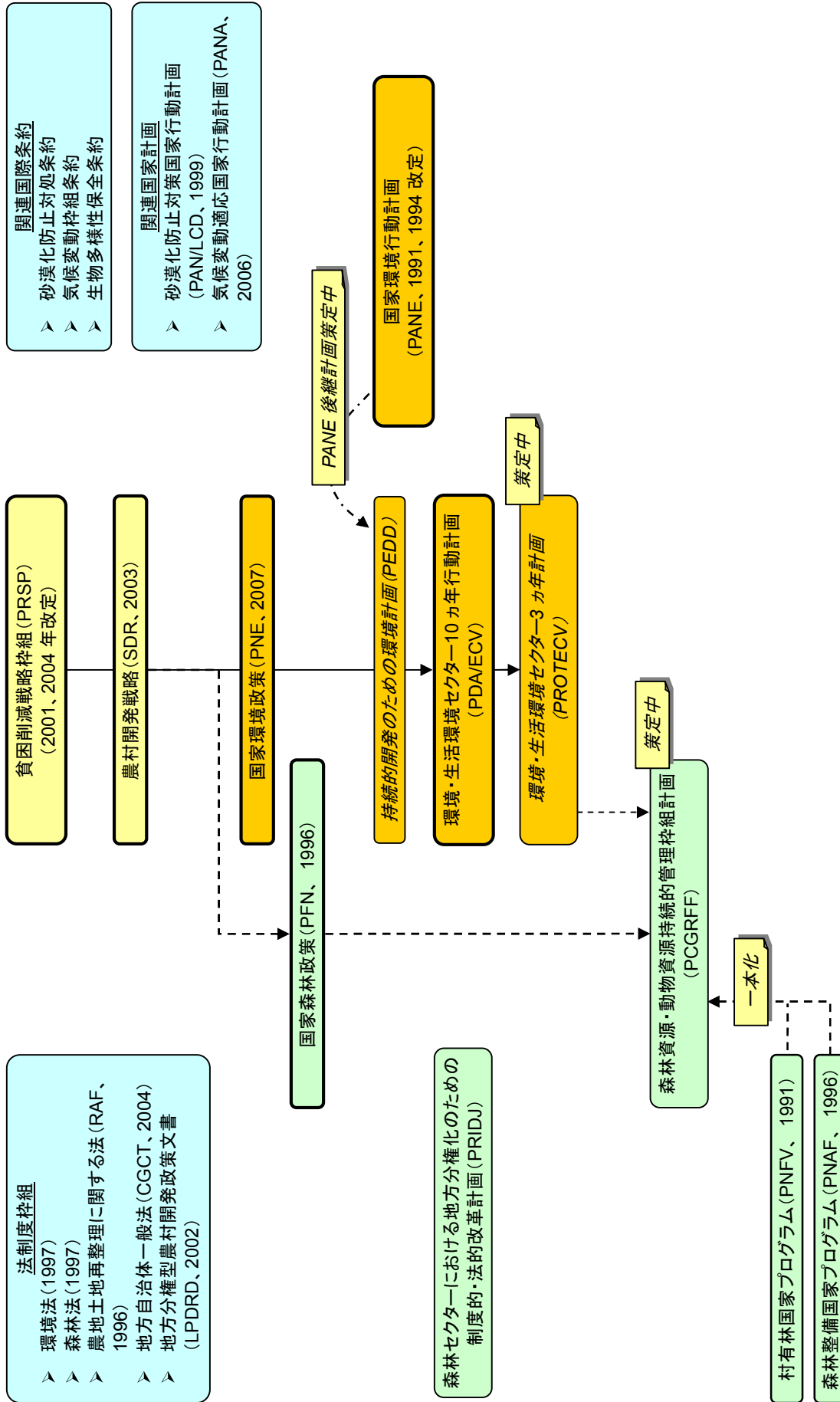


図 2-2：ブルキナファソにおける森林・環境政策の枠組

2-5 森林・自然環境分野の実施体制

1976年に「ブ」国初の環境担当省として環境・観光省が設置されて以来、森林行政は環境担当省が管轄省庁となっている。以来、環境担当省は、環境・水省（1995年6月～）を経て、2002年6月の省庁再編により環境・生活環境省（MECV）となり現在に至る。

2008年の政令822号⁸により組織構成が改訂され、2008年12月には省内部局の再々編が実施された。そして、現在のMECVの技術職員は1,172名（表2-4）となっている。

表 2-4：官職ごとの MECV 職員数（2009 年 9 月）

官職	職位	人数
水森林監査官 (Inspecteur)	A	200
水森林検査官 (Contrôleur)	B	281
水森林補佐官 (Assistant)	C	291
水森林係官 (Préposé)	D	338
水森林補助要員 (Auxiliaire)	E	1
環境技術士 (Ingenieurs)	A	10
上級環境技術者 (TSE)	B	18
環境技術者 (ATE)	C	32
環境専門家 (Environnementaliste)	A	1
合計		1,172

現在の MECV の組織図を図 2-3 に示すとおりである。以下、関連組織について概説する。

(1) 中央・地方組織

中央の自然保全総局 (DGCN : Direction Général de la Conservation de la Nature) は、森林・野生動物を適切に保護・整備・開発・活用するため情報の取りまとめや政策・計画の策定・実施・モニタリングを行っている。2008年末の省内再編により森林土木局が新たに設置された。DGCN 組織図を図 2-4 に示す。DGCN 内部の技術局は以下の4局。

- 森林局 (DiFor : Direction des Forêts)
- 野生動物・狩猟局 (DFC : Direction de la Faune et des Chasses)
- 生態モニタリング統計局 (DSES : Direction du Suivi Ecologique et des Statistiques)
- 森林土木局 (DiGF : Direction du Génie Forestier)

水森林総局 (DGEF : Direction Général des Eaux et Forêts) は、国土保全のための森林警察隊を指揮する部局であり、指定地域における違反行為の防止や取締りを通して、自然資源（森林・動物・水利・漁労・環境資源）の保護を司る。DGEF は次の技術局を持つ。また、組織図を図 2-5 に示す。

- 計画・資材管理局 (DOL : Direction des Opérations et de la Logistique)

⁸ Décret N°2008-822/PRES/PM/MECV portant organisation du Ministère de l'Environnement et du Cadre de Vie

- 職業規律局 (DCD : Direction des Carrières et de la Discipline)

生活環境改善総局 (DGACV : Direction Générale de l'Amélioration du Cadre de vie) は、衛生、汚染・公害対策、景観整備、環境教育にかかる政策・計画の策定・実施・調整・モニタリングを担っている。2008 年末の再々編によって環境教育局が新設された一方、環境影響評価に携わる部局は DGACV を離れ、環境評価・特別廃棄物管理国家事務局 (BUNED : Bureau national des évaluations environnementales et de gestion des déchets spéciaux) として独立した特別組織として設置されている。DGACV は以下 3 技術局から構成されており、組織図は図 2-6 に示す。

- 衛生・汚染公害防止局 (DAPN : Direction de l'Assainissement et de la Prévention des pollutions et Nuisances)
- 景観改善局 (DAP : Direction des Aménagements Paysagers)
- 環境教育局 (DEE : Direction de l'Education Environnementale)

一方、全国 13 の環境生活環境州局 (DRECV : Directions Régionales de l'Environnement et du Cadre de Vie) が州レベルの行政単位における責任機関である。DRECV の下位には環境生活環境県局 (DPECV : Directions Provinciales de l'Environnement et du Cadre de Vie) が全国 45 県に設置されており、さらに郡レベルに環境生活環境郡局 (SDECV : Services Départementales de l'Environnement et du Cadre de Vie) が設置されている。人材不足により SDECV は必ずしもすべての郡に設置されているわけではないが、そこに配置された森林官が、フィールドレベルでの指定林の管理、住民による村有林の管理や森林資源からの所得創出活動を支援する体制となっている。また、DPECV の下位に保護・保全ユニット (UPC : Unités de Production et de Conservation) が指定地域ごとに設置され、DGEF 系列の出先機関として、対象指定地域の保護・監視にあたることになっている。

(2) 附属組織等

国立水森林学校 (ENEF : Ecole Nationale des Eaux et Forêts) は、1953 年に創設された森林官養成のための職業訓練学校である。現在、国家公法人 (EPE : Etablissement Public de l'Etat) であり、国家予算のほかに独自資金 (私費学生の学費等) を運用できる独立法人的性格を有している。2006 年より環境技官が新たな官職として定められたことを受け、ENEF では環境専攻コースを開講し、森林・環境分野の人材の育成を担っている。ENEF の組織沿革、事業内容等は後述する。組織図は図 2-7 のとおり。

全国の指定林及び保護地域の管理を任務とする 国家指定地域保護事務局 (OFINAP : Office Nationale des Aires Protégées) が MECV の附属機関として 2008 年より新設されている。OFINAP 新設の背景には、持続的森林管理を推進する上で最大の障害となっている事業費を確保するため、既存の行政組織とは予算的に一線を画した機関を創設することになった。そのため OFINAP は ENEF と同じく EPE として創設されている。これまで DGCN や DRECV が担ってきた森林管理(整備)を OFINAP が担うことは、政策上重複したように見受けられるが、森林行政の政策課題が多様化しているため、中央、地方行政面から政策上の矛盾は発生しないことになっている。

現実的には、OFINAP は創設されたばかりであり、現在全国に 4 カ所の指定地域を対象としているのみであり⁹、全国的規模で見れば、森林整備・管理にかかる業務の大半は DGCN、DRECV

⁹RPF. Arly 及び RTF. Arly、Ranch de gibier de Nazinga、FC. Deux Bales、RPF. Mare aux Hippopotames 及び FC. Maro

などが引き続き担わざるを得ない状況である。

資金源確保のメカニズムについてはまだ検討段階ではあるものの、一定の積立金を金融機関に預金し、その利子を活動資金にすることが検討されているほか¹⁰、森林単位で基金を創設し、施設の貸し出しや、漁師と漁業利用権を契約することで収入を確保することも可能性として検討中である。OFINAP は、収益の分配をはじめとする森林管理活動を担う管理ユニット（Unité de Gestion）を直轄の出先機関として設置することができる（UPC のように DPECV 傘下の一部局ではない）が、現在全国 2 ユニットのみに止まっている。

現時点では UPC の設置も十分には進んでいないが、UPC が対象指定地域の保護・監視を主眼としているのに対し、その管理・整備を担う管理ユニットが将来的に設置されると、UPC は存在意義を失い、廃止されることになる。

国立森林種子センター（CNSF : Centre National de Semences Forestières）は、ENEF や OFINAP と同じく EPE であり、林木種子生産、在来樹種の遺伝的保全、林業技術者等への技術普及を目的とする研究機関で 1984 年に設立された。民間生産者、NGO 等に森林種子の生産・収集技術の訓練、普及を提供する傍ら、プロジェクト等から苗木の受注生産も行っている。なお、西アフリカ諸国の中でもトップクラスのシードバンクを有していることでも知られる。地方支局としてボボデュラツ、カヤ、ファンダルマ、ドリの 4 ヶ所に地方森林種子局（ARSF : Antenne Régionale de Semences Forestières）があるほか、各地に実験林を持つ。

非木材林産物促進機構（APFNL : Agence de Promotion des Produits Forestiers Non Ligneux）は、2008 年末の省内再々編に伴い新設された MECV 附属機関であり、非木材林産物（NTFP）に関わるすべてのアクターと協力し、NTFP に関わる政策・戦略の策定・実施・モニタリングを任務とする。近年 NTFP の活用への関心が高まっており、同セクターの取り組みをさらに促進するために外局として設立された。現在 APFNL では、プロジェクト ARSA（収入向上・食料安全保障プロジェクト、NTFP 活用コンポーネント）を動かしており、近い将来、アラビアゴムプロジェクトなど NTFP に関連するプロジェクトはすべて APFNL が管轄することになる。将来的には、CNSF のように地方に出先機関やデモンストレーションのための試験区の設置を構想として持っている。

また、環境・持続的開発国家評議会常設事務局（SP/CONEDD : Secrétariat Permanent du Conseil National pour l'Environnement et le Développement Durable）は、持続的開発と環境配慮を推進する国家政策、セクター戦略の策定や事業の調整、モニタリングを実施する統合的役割を担う大臣官房直属の特別組織である。SP/CONEDD は、気候変動枠組条約、砂漠化対処条約、生物多様性条約等のフォーカルポイントを務めており、国際条約機関への貢献のほか、全国環境会議の開催なども担当している。

¹⁰既に隣国ベナンにおいて 50 億 FCFA の基金を元にその利子で活動を回している事例があると言及している。

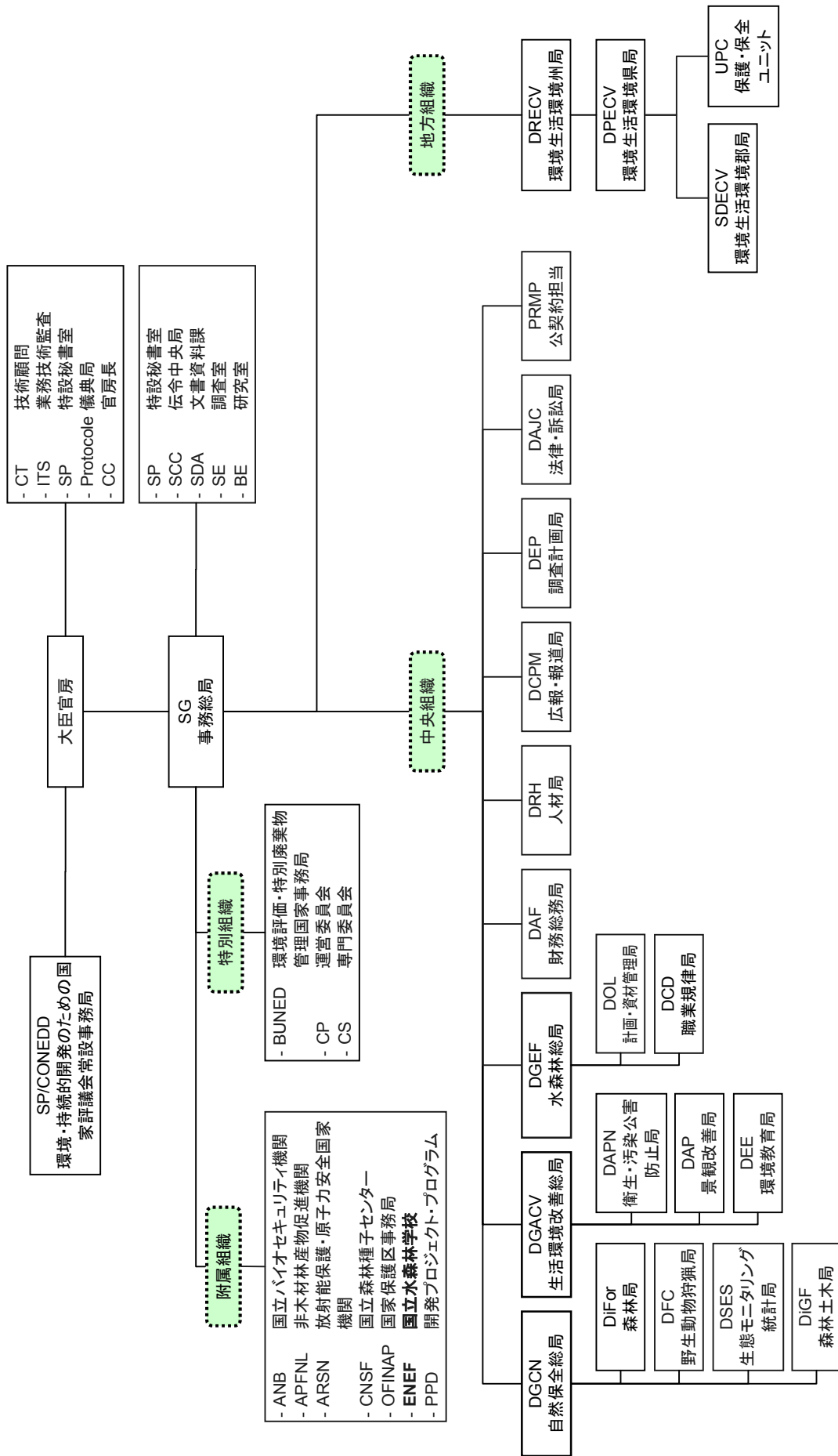


図 2-3 : 環境生活環境省 (MECV) 組織図 (2008 年 12 月)

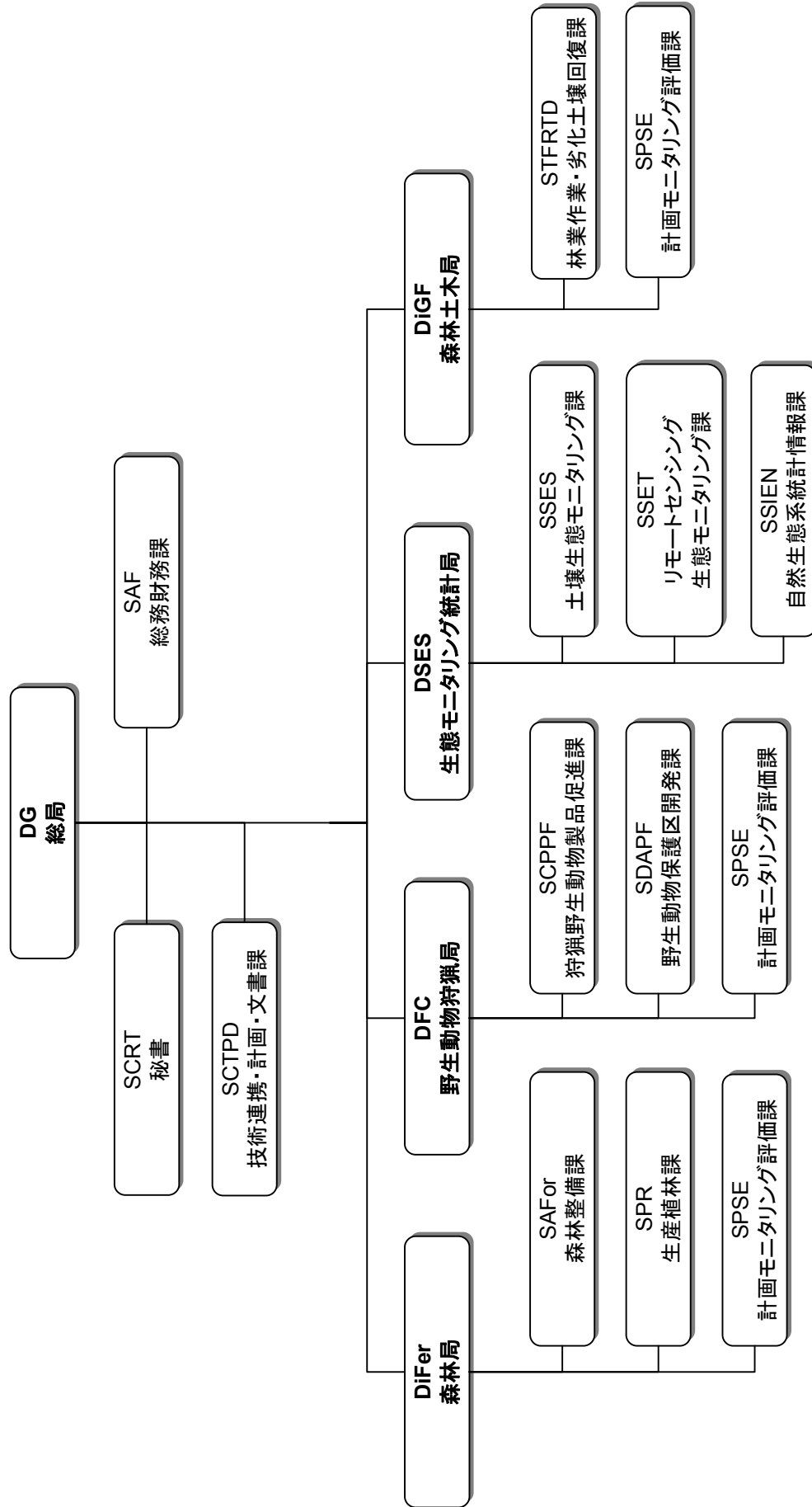


図 2-4 : 自然保全総局 (DGCN) 組織図 (2009 年 08 月)

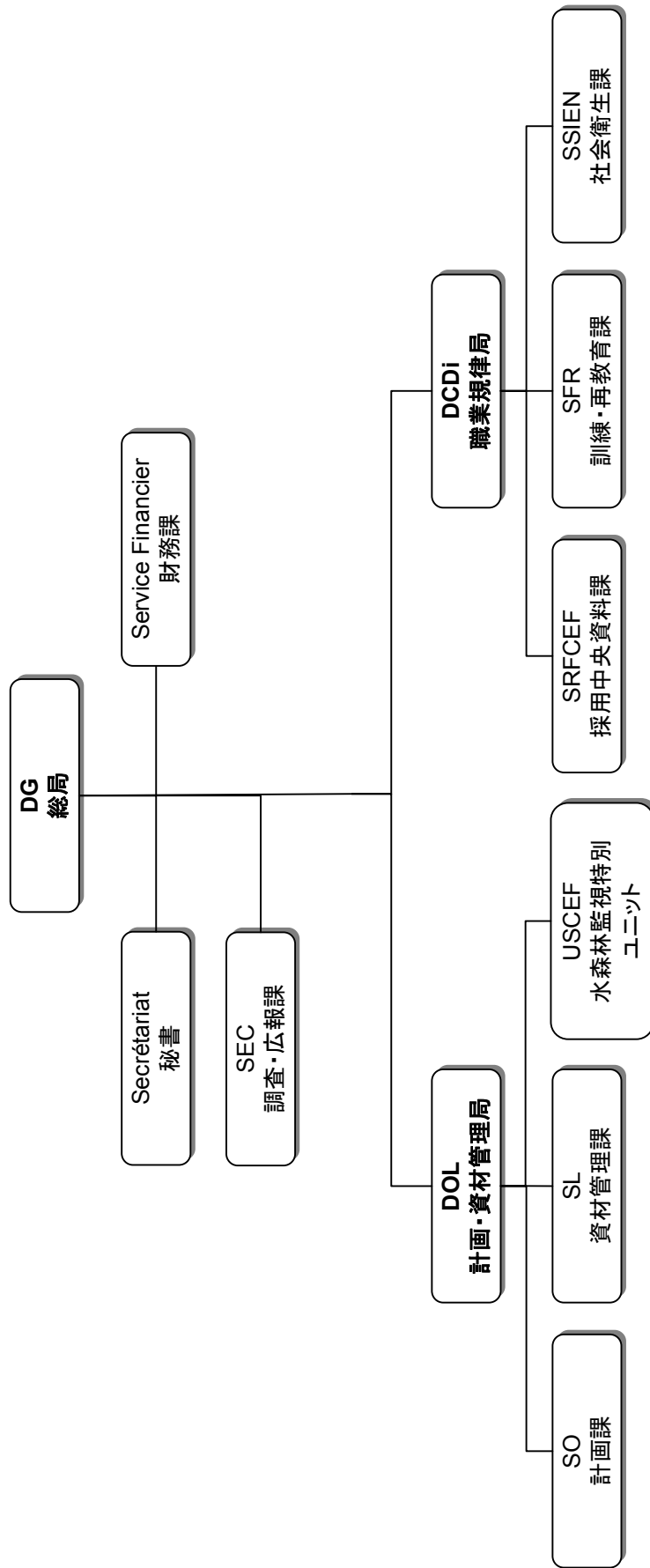


図 2-5 : 水森林総局 (DGEF) 組織図 (2009 年 08 月)

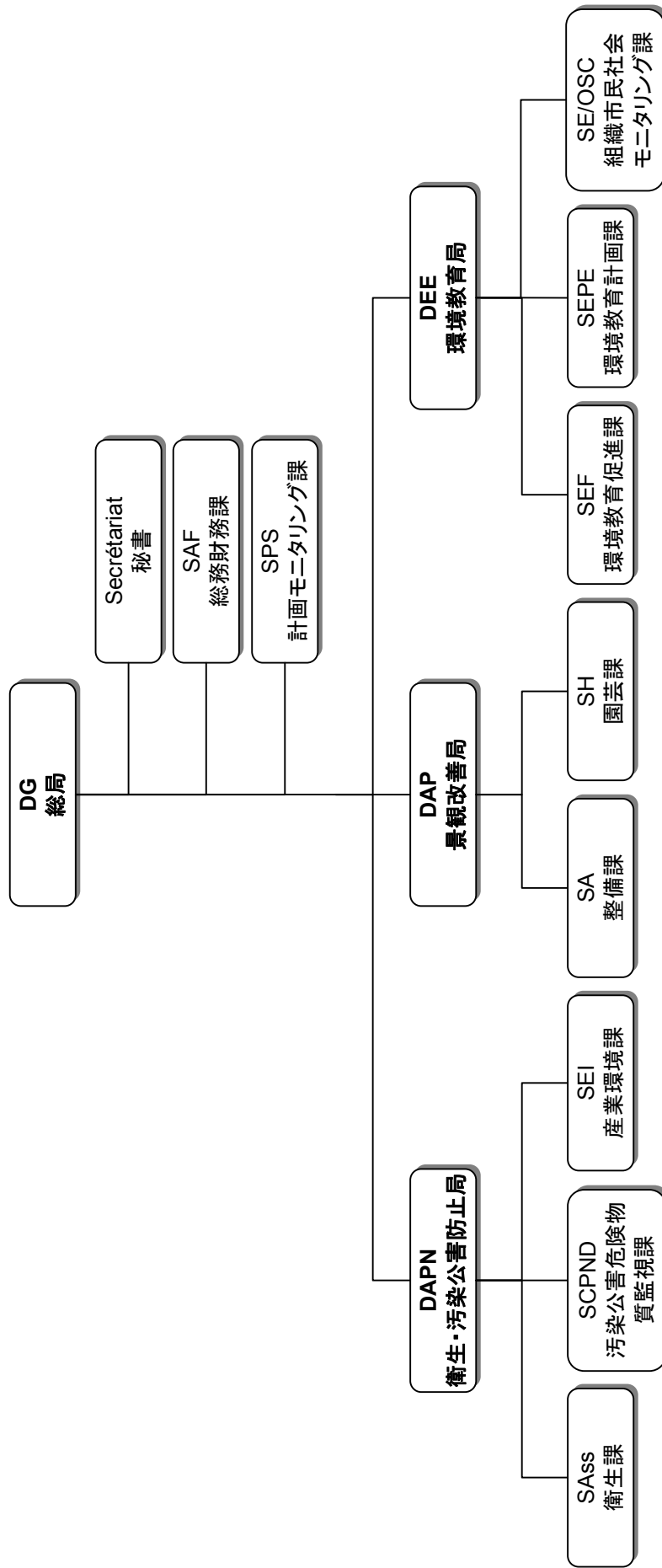


図 2-6 : 環境生活改善総局 (DGACV) 組織図 (2009 年 08 月)

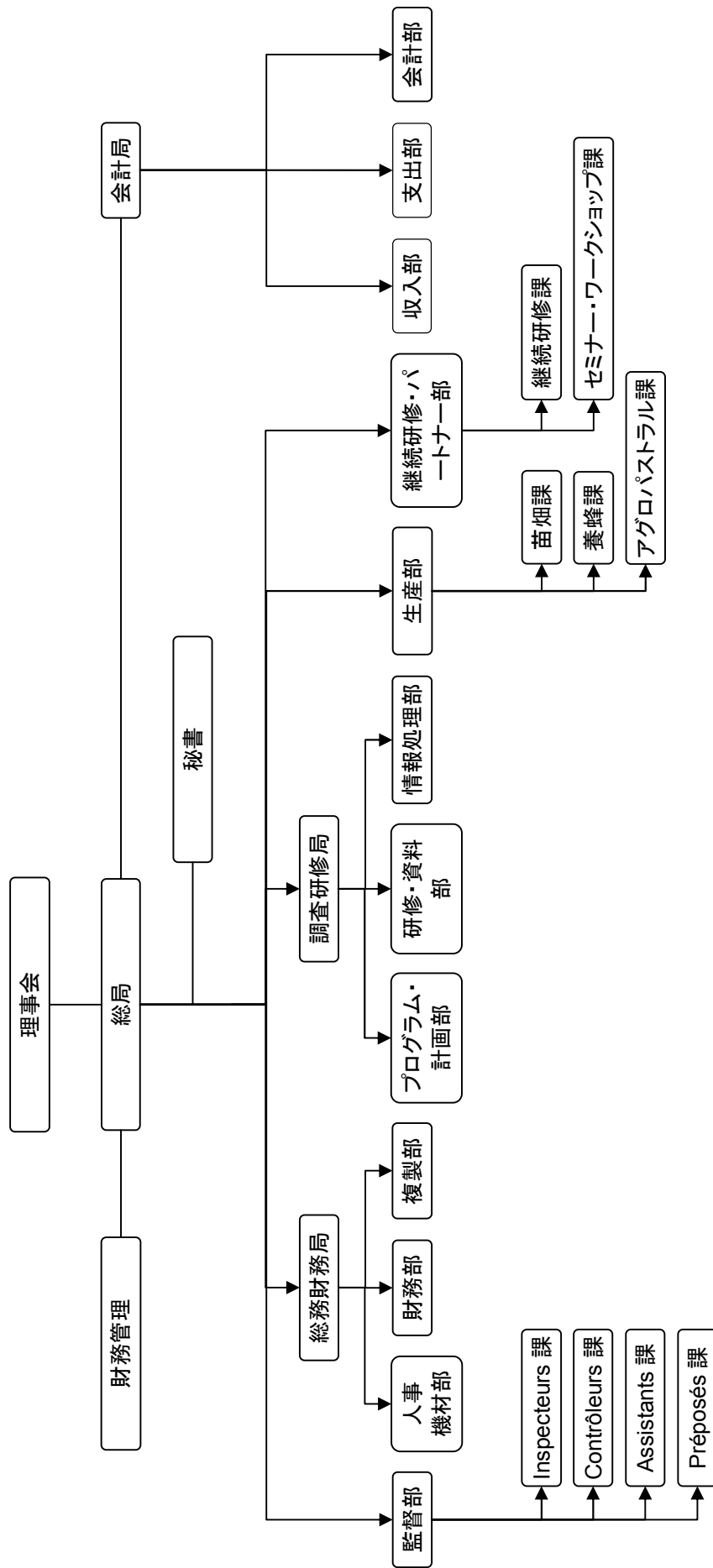


図 2-7 : 国立水森林学校 (ENEF) 組織図 (2009 年 08 月)

(3) 予算

過去5年間のMECVの事業予算は下表2-5のとおりである。中央、地方を問わず基本的に慢性的な予算不足に陥っている。このため、プロジェクトやプログラムの活動がなければ車両燃料費を捻出することも難しく、本来住民への技術普及を任務とする現場森林官が巡回すら存分にできないというジレンマを抱えている。

経常経費は、消耗品費（車両燃料費、事務所備品、印刷物等）、維持管理費（車両、OA機器等）、水道光熱費、通信費等である。経常移転経費は、CNSF、ENEF、OFINAPといったEPE（国家公法人）への補助金、国際条約機関への分担金、既に終了したプロジェクトに対する最低限の活動資金（人件費等）を拠出するものである。2005年以来経常移転経費のうちENEFへの補助金の占める割合は53～62%で推移しており、人材育成機関に対する予算措置は比較的配慮されている。ENEFはEPEであるため、スタッフの人件費は経常移転経費から支出される。公費学生の人件費については、新規採用の場合は国庫補助金から奨学金が支給され、昇級研修の場合はMECVではなく経済財務省から支給される。

政府投資経費は国家プログラムや開発パートナーの援助によるプロジェクトの運営経費であり、政府予算であるC/P予算だけでなく、資金供与（開発パートナー負担額）及び借款を含む総額である。そのため年度毎の増減が激しい。2009年予算の場合、政府投資経費総額36.3億FCFAのうち、16.5億FCFAが政府予算、18.9億FCFAが資金供与、1.0億FCFAが借款となっている。

表 2-5 : MECV の事業予算推移 (2005～2009) (単位 : 千 FCFA)

	2005	2006	2007	2008	2009
人件費	1,377,696	1,299,097	1,245,332	2,120,248	2,123,279
経常経費	245,421	273,153	451,722	430,615	363,725
経常移転経費	745,583	722,876	688,277	711,013	770,277
(ENEF)	(406,474)	(428,225)	(425,485)	(441,291)	(413,218)
政府投資経費	6,888,945	3,734,367	6,095,546	5,355,022	3,631,119
合計	9,257,645	6,029,493	8,480,877	8,616,898	6,888,400

出典 : DAF

(4) 地方分権化への対応状況

MECVの森林行政は、地方自治体の主体性を養いながら地方自治体による森林・環境関連の活動をサポートしているが、地方自治体におけるガバナンス能力はまだ低く、森林・環境を専門とする職員も配置できていない。

PRIJDは、森林セクターにおける地方分権化を円滑に進めるための実施体制を明確にしたものの、現段階では、地方自治体に十分な人材・財政が確保できていないため、PRIJDの実施が想定通りに進んでいない。特に地方自治体が資源管理を担うために必要な人材の養成・確保が課題となっている。

地方自治体において必要となる人材について、PRIJDは表2-6のように評価している。最低限の人数として州レベルに4名、都市コミュニティレベルに3名、農村コミュニティに2名が必要であ

る。このため、「ブ」国では少なくとも 803 名の森林・林業専門の有資格者のニーズが存在する。

現時点では地方公務員のリクルートは進んでいないが、地方公務員のための採用試験が行われるようになると、国家公務員と同様に、合格者が ENEF で研修を受けることが予想される。

表 2-6：地方自治体における人員のニーズ

資格	州行政 (13)	都市 コミュニ ン (49)	農村 コミュニ ン (302)	合計
水森林監査官、検査官、補佐官等 (4 名)	52			52
上級技術者 (森林監督官、造園等) (3 名)		147		147
上級技術者 (森林整備、野生動物管理等) (2 名)			604	604
合計	52	147	604	803

出典：PDIJD

2-6 森林・自然環境分野における他ドナーの援助動向

ドナー間では 1999 年より砂漠化防止対処条約履行のためのパートナー協議枠組（ドナー会議）が四半期に 1 回程度の割合で開催されており、各ドナー間の情報共有・援助協調が進められている。当初はオランダが取りまとめていたが、2005 年 5 月より同ドナー会議は UNDP のもとで進められている。

近年、「砂漠化防止」というグローバルな課題が「劣化土壌回復」という文脈で語られることが多くなった一方で、2006 年頃から「気候変動対策」が国際的に取り組むべき課題として多く取り上げられるようになっており、MECV における政策上の関心も「気候変動対策」に重心をシフトし、砂漠化対策や劣化土壌回復は気候変動対策の一環として位置づけられるようになった。

2008 年の MECV における援助機関の支援によるプロジェクト・プログラムは表 2-7 のとおり。2007 年には 16 のプロジェクト・プログラムがあったが、その半数が終了したため 2008 年に実施されたものは 8 つとなっている。それらは MECV が取り組んでいる①技術能力強化、②生態系・生物多様性保全、③植生被覆・土壌肥沃土回復、④生活環境改善、⑤環境教育・エコ市民権活動、⑥経験の永続化に関わる活動、⑧経済投資・自治体への技術支援・貧困対策、の 8 分野に多様な形で貢献している。その一方で生活改善分野における案件は少ない。

これらのプロジェクト・プログラムのほかに、SP/CONEDD では日本や地球環境ファシリティ (FEM) の資金協力及び UNDP による支援により、気候変動対策にかかる能力開発を進めてきており、2009 年 6 月には「CDM に関する能力強化プロジェクト¹¹⁾」、同 7 月には「気候変動適応能力強化プロジェクト¹²⁾」等が開始されている。

¹¹⁾ Le projet de renforcement des capacités en matière de MDP

¹²⁾ Le projet de renforcement des capacités d'adaptation aux Changements climatiques

表 2-7：援助機関による MECV 管轄の協力プロジェクト・プログラム（2008 年）

プロジェクト・プログラム名	期間	援助機関	援助額 (FCFA)	対象地*	内容
BKF/012-PAGREN Hauts Bassins 州自然資源参加型 管理支援プロジェクト	06.09~ 11.08	ルクセンブルグ	39.1 億	HB 州	HB 州における自然資源の参加型持続的管理の促進
PROGEREF 南西部・中西部・東部州森林資源持続的管理プロジェクト	04.01~ 10.12	FAO	102.0 億	SO、CE、 Est、CS 州	森林資源・野生動物管理と住民収入の向上
PLCE/BN ニジェール河流域堆砂対策プログラム（ブルキナファソコンポーネント）	04~08	FAO	28.0 億	Sahel 州 (Séno、 Oudalan 県)	3,000 ha の砂丘固定・流域保全、4,000 ha 採草地・農耕地の風食防止、農民への技術能力向上
PROGEPAF/CO コモエ県における住民参加型持続的森林管理計画	07.07~ 12.06	JICA	15.2 億	Cascades 州 (Comoé 県)	GGF/UGGF による 4 指定林の持続的管理活動
DLWEIP 乾燥地における野生動物・家畜・環境インターフェースプロジェクト	05..9~ 08.08	FEM	5.6 億	Est 州	生物多様性損失・土壌劣化を反転させる。家畜-野生動物資源の持続的管理・生計向上
アラビアゴム、加工食品用種子活用プロジェクト 第2フェーズ	08~2年	ベルギー	0.3 億	アカシアセネガル、ドライマホガニー分布域	CNSF を OECD 認証システムへの参加プロセスに巻き込み、アカシアセネガルとドライマホガニーの改善に貢献等
ARSA 貧困層のための収入向上・食料安全保障プロジェクト（自然資源、特にNTFPの収益性のある開発コンポーネント）	06~10	UNDP	2.7 億	全国	NTFP の活用を通じて収入向上と食料安全保障へ貢献
環境データベース構築・運営のためのDEP支援プロジェクト	07.6~ 10.05	APEFE	1.9 億	全国	環境情報処理に関する DEP の能力強化

出典：DEP

2-7 「ブ」国に対する我が国の森林・自然環境分野の協力と「ブ」国の森林政策

我が国は、「ブ」国の砂漠化防止対策に寄与するため、個別アドバイザーの派遣を通じ行政能力の向上を目指す一方、苗畑の整備、林木種子研究機関の研究能力向上も目指すなど、植林推進・普及に対する支援を継続して実施している。さらに、森林管理・整備に対する支援にも目を向けることになり、コモエ県における開発調査の結果を踏まえ、現在技術協力プロジェクトを実施中である。

これまで我が国が実施してきた協力は表 2-8 の通りである。

表 2-8：日本の環境分野への協力実績

スキーム	プロジェクト名称															
無償資金協力	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方苗畑改修計画（1999～2000） DRECV の公営苗畑を対象に、苗木生産能力強化のため老朽施設の改修及び資機材供与を実施した（676 百万円）。対象 6 地域は、国内でも砂漠化の脅威が深刻な北部・中部地域である。現在、当地方苗畑における苗木生産が地域の植林事業に貢献しているほか、地域住民に対する研修・啓発活動により林業技術の普及に寄与している。 ■ 国立森林種子センター、地方森林種子局支援計画（2004～2005） 砂漠化防止のための植林事業に貢献することを目的として、環境・生活環境省所管の CNSF 及び 4 地方森林種子局（ARSF；ボボデュラツソ、ドリ、カヤ、ファダングルマ）に、安定的な種子供給体制、研究普及体制を整備するための資機材供与を実施した（322 百万円）。 															
技術協力	<ul style="list-style-type: none"> ■ 専門家派遣（1997～2008） <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">環境アドバイザー</td> <td style="width: 20%;">(97～99)</td> <td style="width: 50%;">環境・水省 環境管理国家評議会常設事務局</td> </tr> <tr> <td>植林アドバイザー</td> <td>(99～02)</td> <td>環境・水省 水森林総局 村有林森林整備局</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(02～05)</td> <td>MECV 水森林総局 村落林業局（2002 省庁改組）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>MECV 自然保全総局 森林局</td> </tr> <tr> <td>林業アドバイザー</td> <td>(05～08)</td> <td>MECV 自然保全総局 森林局</td> </tr> </table> ■ 研修員受入 C/P の知識・技術の向上に資するため、毎年度 3～5 名の行政官、研究者等を本邦に受け入れている。 	環境アドバイザー	(97～99)	環境・水省 環境管理国家評議会常設事務局	植林アドバイザー	(99～02)	環境・水省 水森林総局 村有林森林整備局		(02～05)	MECV 水森林総局 村落林業局（2002 省庁改組）			MECV 自然保全総局 森林局	林業アドバイザー	(05～08)	MECV 自然保全総局 森林局
環境アドバイザー	(97～99)	環境・水省 環境管理国家評議会常設事務局														
植林アドバイザー	(99～02)	環境・水省 水森林総局 村有林森林整備局														
	(02～05)	MECV 水森林総局 村落林業局（2002 省庁改組）														
		MECV 自然保全総局 森林局														
林業アドバイザー	(05～08)	MECV 自然保全総局 森林局														

スキーム	プロジェクト名称
技術協力 プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ■ コモエ県における住民参加型持続的森林管理計画（2007～2012） 「ブ」国南西部のコモエ県の4指定林（約4万ha）において、森林管理の担い手となる住民組織のGGFとその連合組織であるUGGFの設立と組織強化、及び森林行政機関の能力向上を通して、地域住民による持続的な森林管理を目指すもの。住民参加型森林管理にあたっては、単なる森林管理の視点だけではなく森林管理の担い手である地域住民の生活向上や貧困対策も重視し、住民自身による森林を含む地域の資源を将来的に管理できる能力の向上と生計手段の創出をする中で、その実現を図る。 ■ 苗木生産支援プロジェクト（2009～2012） 計画的・効率的な苗木生産を推進するため、苗木生産者の技術向上を図り、計画的な苗木生産実施のため、苗木生産及び植林に関わる関係者間の情報共有を強化し、植林活動に関連する苗木生産に係る政策提言をすることを目的としている。
開発調査	<ul style="list-style-type: none"> ■ コモエ県森林管理計画調査（2002～2005） 比較的豊かな自然植生を残すカスカード州コモエ県に存在する5つの指定林を対象に、住民参加によって持続的に森林を整備・保全するための具体的な森林管理計画の策定を目指した。指定林の関係村落に森林管理グループ（GGF）を組織化し、苗木生産支援や森林保全技術の研修を通して、GGFの能力強化、GGF間の連携強化を行い、地域住民による対象指定林の持続的保全・管理を目指している。
JOCV 派遣	<ul style="list-style-type: none"> ■ 青年海外協力隊（JOCV）派遣（2000～現在） 無償資金協力で改修した地方苗畑を皮切りにDRECVにJOCVを派遣し、農村部における植林指導、環境教育等を中心とした技術協力を実施している。2008年5月現在、MECV配属のJOCV派遣は11名（累計40名）。派遣職種は、植林、村落開発普及員、環境教育。ENEfには13-3次隊で空手隊員が入った。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 砂漠化防止対策モデル事業調査（1995～2002） 環境省（日本）が、半乾燥地の農村における河川の堆積層を流れる浅層地下水を中心とした水資源開発技術の確立を目標に、地下ダム建設の実証、地下ダムの水の利用、持続可能なコミュニティ形成から成り立つモデル化事業。砂漠化防止対策援助の具体的実施を容易にするための非ODA予算による調査。地下ダムは中北部州ナレ村に建設された。

第3章 協力分野の現状と課題

3-1 苗木生産・植林分野のこれまでの経緯と課題

「ブ」国では植民地時代よりドライマホガニー (*Khaya senegalensis*) の街路樹植栽やマンゴー (*Mangifera indica*) 園造成などが行われてきた。1970年代の大旱魃を契機に、都市部への燃材供給を目的として本格的な植林事業を開始した。当初は政府主導によるユーカリ・カマドレンシス (*Eucalyptus camaldulensis*) など外来種による大規模一斉造林が行われた。1980年代後半から1990年代にかけては政府の「8,000 村 8,000 森林¹³」キャンペーンによって、ユーカリやニーム (*Azadirachta indica*) を中心とする造林地が各村で造成された。しかし1990年代以降は政府の予算・人員不足から事業継続が困難となり、また持続性の観点から住民参加の重要性が認識されるようになった。政府の役割は、従来の直轄運営による植林事業の推進から地域住民に対する啓発普及や技術移転へとシフトし、植林推進の主要なアクターは住民が担うこととされている。

植林目的としては薪炭林の確保、疲弊した耕作地の肥沃度回復、浸食防止、アグロフォレストリー、生垣・防風林、街路樹、果樹園の造成などである。特に住民の生活改善に大きく貢献する果樹や葉、樹脂などの非木材林産物の有効利用と多様性が重要視されている。このため現在の森林政策では、旧来の外来早生樹種のモノカルチャーではなく、適地適木と有用在来種の積極的導入を図っている。主要植林樹種はアカシア・セネガル (*Acacia senegal*)、ネレ (*Parkia biglobosa*)、アカシア・ニロチカ (*Acacia nilotica*)、ユーカリ、カシュー (*Anacardium occidentale*)、マンゴー、ドライマホガニーなどである。

植林は個人や地域コミュニティが自主的に行うケースもあるが、依然として各国ドナーやNGOなどの支援に大きく依存しているのが現状である。国家としての具体的な数値目標を掲げた植林計画を持たないため、苗木生産及び植林の実績は年によって変動が大きい(表3-1参照)。植林に関する統計情報の収集・分析は森林局及び各DRECVの業務であるが、予算・人員不足のため追跡調査は殆ど実施されておらず、造林実績は推定に頼らざるを得ない。動物の食害や野火による被害、未熟な植栽技術・植林知識などが障害となり活着率はあまり良いとはいえない。

植林事業を推進する中で住民参加を求めた結果、住民苗畑は一時的に増えたが、技術力の未熟さや販路開拓が不十分だったために採算が合わず住民の関心が薄れ始めている。現在、苗木生産や植林活動に関する方向性を改めて再提示し、生産者組合を組織化することで、地域の生産計画から販売、植林までの一連の作業について、民間と行政の協力体制の強化・見直しを求めている。

¹³ 8000 Villages 8000 Forêts

表 3-1 : 植林キャンペーン実績 (1996~2005)

	苗畑数 (箇所)	生産本数 (本)	植林面積 (ha)	植栽列長 (km)	郡有林造成 (箇所)	村有林造成 (箇所)
1996		4,515,354	6,004			
1997	1,408	7,032,750	14,046			
1998		6,006,747	6,331	596		
1999	1,622	6,637,580	7,519	415		
2000		4,897,715	5,670	753		
2001	606	3,904,207	2,919	138		
2002	1,051	3,612,621	4,736	548		
2003	857	3,536,996	5,952	681	73	29
2004	1,016	5,584,109	6,383	568	113	94
2005	1,153	7,848,407	9,226	498	39	181
合計		53,576,486	68,786	4,197		

「ブ」国における植林事業は、村有林国家プログラム (Programme National de la Foresterie Villageoise, PNFV) を元を実施されていたが、PNFV は 1991 年に作成され 17 年近く経過した現在まで改訂作業は行われていない。しかしながら策定当時と現在までの 17 年間に植林を取り巻く社会・経済・自然環境は大きく変化しており、現在の PNFV ではこれらの状況の変化に対応し切れていないのが現状である。また、現在の「ブ」国の開発政策の方向性として貧困削減対策に重点をおいており、森林政策についても砂漠化防止やエネルギー対策のみならず、非木材性林産物の推進や土壌劣化防止など貧困削減対策や住民生活環境向上、さらに現在の自然環境・森林の現状を考慮に入れた新たな森林政策を立案する必要性、緊急性は共に高い。

これまでに実施されてきた植林事業の結果がどのようになっているのか、どれくらいの面積が植林されており、現在どのように利用されているのか、などの情報が殆ど明らかになっていない状況にある。これは「ブ」国政府森林局の予算・人員不足によるところが大きいのが、植林事業の実態を的確に把握し分析を行い、そこから得られた教訓を政策に反映させていく必要がある。

3-2 民間苗木生産者の抱える課題

これまでの植林キャンペーンなどの報告書からは、民間の苗木生産者の課題として下記の状況が挙げられている。

- ・ 大多数の民間苗畑は苗木販売を目的としており、苗木生産によって生計を立てている生産者も少なくない。なかには、技術研修を受けている生産者もあり、そのような生産者の場合は経験も豊富であり技術レベルは十分に高いといえる。
- ・ 苗木購入者の大部分はプロジェクトに依然限定されており、生産された苗木をコンスタントに販売することが困難な状況にある。各年の生産本数・樹種はその地域住民のニーズを考慮しているとのことであるが、一般農民がある程度まとまった本数の苗木を購入するのは彼らの経済状態を考えると容易ではない。他方マンゴーをはじめとする果樹、特に接木苗木の需要は非常に高く、農民でも数本単位で購入する者も多い。しかし大多数の民間苗木生産者は接木技術を習得しておらず、地域のニーズに対応しかつ民間苗畑の収益性を高めるためにも、接木技術研修会を開催するなど技術レベルの向上に努める必要がある。
- ・ また大部分の民間苗畑の財務管理状況は十分に行われているとは言えず、苗木販売で得た収益を来年生産用の資機材や苗畑施設への投資に回している例は非常に少ない。銀行や信

用金庫等の口座を有していたり苗木管理簿や会計帳を常備している生産者もごく稀であり、今後は運営管理面での指導強化も必要であると思われる。

3-3 「ブ」国における木材生産

「ブ」国の森林面積は、2002年に1,330.5万haで国土の49.2%を占め、そのうち樹林は83.4万ha。1992年に比べて、0.8%の減少となっている。

「ブ」国の木材生産、木材・木材製品の貿易の状況は以下の通りである。

表 3-2：木材生産 (FAOSTAT)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
薪 (万 m ³)	740.2	740.2	600.9	615.2	804.0	1,053.3	1,206.7
製材・合板用丸太 (万 m ³)	8.5	8.5	8.5	8.7	7.3	7.3	7.3
その他産業用丸太 (万 m ³)	50.9	50.9	109.8	109.8	109.8	109.8	109.8
木炭 (万ト)	11.2	45.7	46.9	48.2	49.6	51.0	52.4

表 3-3：木材貿易

品 目		輸出額	輸入額
4403	丸太	328.8	375.1
4406	枕木		9.9
4407	製材	947.5	1,987.8
4408	単板		120.6
4410	パーティクルボード、OSB		1.9
4411	MDF、繊維板		21.9
4412	合板、集成材		529.5
4413	改良木材		7.2
4414	額縁、鏡縁		3.3
4415	パレット		6.3
4418	ドア、建具、床板、構造用集製材	0.9	264.0
4420	小像、宝石箱	82.6	12.3
4421	その他木製品	8.8	269.5
計		1,368.6	3,609.3

(UN COM TRADE, 2004, 千 US\$。千 US\$未満の品目は総計にのみ含む)

3-4 苗木生産及び植林に対する「ブ」国政府の現状認識

「ブ」国政府の植林活動に対する認識、意欲は高いと言える。目的は、環境保全、砂漠化防止、都市緑化等が関係者から聞かれたが、木材、薪炭材生産の必要性、拡大については本調査では大きな問題意識とは感じられなかった。(ただし、地方では、木炭製造の規制が行われている。)

「ブ」国としての植林活動の全体構想については特にない。国際機関、ドナーのプロジェクトへの依存が強く、世銀のコミュニティ開発プロジェクトのように地域の計画作りまでドナーにゆだねている。苗木生産に関して、MECV 関係者から職業、産業としての育成を望む声が高かったが、ドナー等のプロジェクトを中心とする植林、コミュニティへの権限委譲等中央政府が実施できるツールは限られており、苗木生産者を組織化して、施策対象を明確化するだけでは不十分であると考えられる。

苗木生産業の全体規模は現状では、800万本×75CFA=6億CFAであり、地域ごとにどの程度の数量規模で、どのような形態の苗木生産業者を育成しようとしているのかは明確になっている

とは言いがたく、今後の課題の一つである。

苗木生産技術については、種子採取をはじめ一連の育苗技術については国立森林種子センター等によってかなりの部分は確立されていると考えられる。他方、研究・開発から現場への普及には、森林官等の技術者の不足、活動経費の不足などの問題や中間的な技術移転拠点となるべき地方苗畑の活動縮小等の課題が多い。

地方分権化に伴い、森林に関する権限もコミューンに委譲されることになっている。コミューンにおいては、参加型意思決定が重要視されているが、土地（農地）の権利に関しては、現在でも村の伝統的利用、配分が機能しており、コミューンの意思決定の方向と伝統的な権限との調整が必要になると思われる。

3-5 現在の苗木生産状況

(1) 苗木生産の状況

林木種子の生産は基本的に国立森林種子センター(CNSF)が行っており、全国に供給している。2007年植林キャンペーン用に配布した種子の総量は3,965.86 kgである。

表 3-4 : 配布種子の内訳(主要樹種)

樹種名	一般名称	全体量に対する割合%
<i>Acacia nilotica</i>	アカシア・ニロティカ	28.00
<i>Acacia senegal</i>	アラビアゴムノキ	23.58
<i>Balanites aegyptiaca</i>	バラノス	19.41
<i>Anacardium occidentale</i>	カシュー	16.81
<i>Moringa oleifera</i>	モーリンガ	3.41
<i>Khaya senegalensis</i>	カイセドラ	1.89
<i>Parkia biglobosa</i>	ネレ	1.50
<i>Adansonia digitata</i>	バオバブ	0.98
<i>Propolis juliflora</i>	プロゾピス	0.89
<i>Eucalyptus camaldulensis</i>	ユーカリ・カマドレンシス	0.16

2007年の苗木生産量は予測が721.5万本で、生産数が897.0万本(124%)である。このうち、公共苗畑(93ヶ所)で149.9万本(16.7%)が生産され、その内訳は州苗畑6箇所(34.2万本)、種子センター及びその州支部34.0万本、その他県、郡事務所レベルの苗畑が81.7万本である。つまり、生産量の8割超は民間苗木生産者による。民間苗畑は1,240ヶ所(民間の規模は概して小さい)とされる。

苗木の種類別では、植林用が730.5万本(81.4%)。うち、郷土樹種が363.1万本で50%、果樹が107.9万本(12%)、庭園樹が58.5万本(6.5%)となっている。植林用樹種の内訳は、*E. camaldulensis*(22%)、*A. senegal*(16%)、*A. nilotica*(19%)、*P. Juriflora*(4%)、*Anacardium occidentale*(4%)、*Khaya senegalensis*(2%)、*Parkia biglobosa*(2%)などである。

州別では、13州のうち、中央州230.7万本、サヘル州126.0万本と両州で総生産量の40%を占め、次いで中東部州81.3万本、中北部、中西部、東部、高地流域各州が60万本台の生産量となっている。また、中央州では、総生産量の23.5%を果樹、19.3%を庭園樹が占め、首都近郊型の苗木生産の特徴を現している。反対にサヘル州では、植林用樹種が98.7%を占めている。予定本数の多くがドナーによる植林プロジェクトからの聞取り等による需要予測とすれば、予定

量 721.5 万本に対して、生産量 730.5 万本となり、101.3%の供給を行っていることになる。これを踏まえると大幅な生産過剰とは必ずしもいえない。

表 3-5 2002 年から 2006 年までの州別苗木生産量

州	2002	2003	2004	2005	2006	合計	平均
ブークル・ドゥ・ムウン	82,718	227,927	329,779	619,227	364,876	1,624,527	324,905
カスカード	67,306	94,518	87,100	243,120	225,674	717,718	143,544
中央	302,119	356,000	1,051,500	2,505,687	2,307,225	6,522,531	1,304,506
中東部	209,620	253,733	291,096	422,953	462,950	1,640,352	328,070
中北部	360,070	321,218	316,345	497,114	553,071	2,047,818	409,564
中西部	422,233	369,656	420,393	642,010	508,529	2,362,821	472,564
中南部	218,338	612,068	983,726	506,833	572,389	2,893,354	578,671
東部	760,522	151,500	347,385	431,566	486,500	2,177,473	435,495
高地流域	252,859	436,275	790,918	482,592	559,761	2,522,405	504,481
北部	381,586	265,812	318,501	396,711	325,889	1,688,499	337,700
中央高地	246,634	178,310	306,356	449,203	451,810	1,632,313	326,463
サヘル	192,769	173,058	119,098	253,345	838,825	1,577,095	315,419
南西部	115,803	96,921	221,912	328,694	286,789	1,050,119	210,024
全国合計	3,612,577	3,536,996	5,584,109	7,779,055	7,944,288	28,457,025	5,691,406

注) 資料に記載されているサントル州は、中央州、サントル・ノール州は、中北部州、ノール州は、北部州、オー・バッサン州は、高地流域州である。

(出典：苗木生産国家戦略)

(2) 民間苗畑での育苗技術

- ・地方での民間苗畑では、単に街路や庭の木の下にポットを並べただけで、日覆いもなく、シロアリ等の被害対策も行われていなかった。また、75CFA (Dori におけるプロジェクト買い上げ価格。植栽地まで運搬費込みで 90CFA であった。) の苗木販売価格に対して、ビニールポットが 1 個 13CFA と高価で、多くの苗木生産者は自分で購入することができず、プロジェクトから前借の形で支給を受けるか、飲料水のペットボトル (500cc) を利用している。ポットについては、「ブ」国内で生産している工場はひとつで、袋型の穴あきで 3 つのサイズしかない。同行した森林局職員にチューブ型のポットの話をしたところ、海外で見たことはあるが国内では使っていないとのことだった。
- ・ワガドゥグの州苗畑の協力隊員の話では、政府の植林キャンペーン用の苗木は、当該省から種子、ポットが支給され、民間苗畑で生産された。しかし、山出し苗の規格等が定まっていなかったため、不良苗木も使用されており、植林の失敗の一因になっているとのことであった。

3-6 苗木生産及び植林実施における森林行政の役割と現状

政府は植林、緑化活動を国民運動と位置づけ、様々なキャンペーンを通じて啓もう、普及を実施している。(800/800、65/15 運動など) しかしながら、防風・防砂用植林、薪炭材生産、用材生産、アラビアゴム採取用等といった目的別の植林計画は存在せず、また目標も明確ではない。そのような中で、2009 年から指定林、保護林以外の土地管理がコミューンに委譲されることになっており、植林、森林政策はコミューンの決定に依存することとなる。

現在、政府とドナーが実施している植林プロジェクトも、主流は世界銀行が行っているような、ドナーがコミューンを直接支援する形に移行していく可能性もある。

苗木生産に関しては、州苗畑 (無償協力で整備したものを含む) の経営が困難なことから、民間生産への移行を行うこととしており、苗木生産国家戦略では、4 つの柱の一つとして民間苗木生産者の組織化があげられている。

3-7 公営苗畑と民間苗畑の役割

- ・公営苗畑は無償資金協力により整備されたものがあり、整備内容は、管理棟、作業棟、苗床、寒冷紗苗床、井戸を含む給水施設等となっている。
- ・現在の活動は、政府の植林キャンペーンに使用する苗木の生産、住民グループの苗木、農作物の栽培用への苗床の貸出し等となっている。
- ・植林キャンペーン用の苗木は、ポット、種子は政府から支給されるが、ポット用土壌、労賃等は公営苗畑の負担となっている。
- ・民間の中心的な苗木生産者の中には、公営苗畑で労働者として雇用されていた時に苗木生産技術を習得し、自立した者もあり、一定の役割を果たしている。
- ・給水施設については、太陽発電パネルの盗難等による資材不足からの施設の機能低下が見られる。
- ・現状の森林局（州局）の予算事情では、大規模な苗木生産を継続することは困難。しかし、育苗施設としてのレベルは、種子センターと同等であり、給水施設の修理、改善によって、地方での苗木生産技術の改良、普及の拠点となる可能性は高い。ただし、現状では、指導できる森林官も不足しており、組織的な指導を行うには課題がある。

3-8 苗木生産組織の活動の状況

- ・苗木生産業者グループは、地域の先導的な苗木生産者を中心に自発的に組織化されたものが多いと考えられる。グループとしての活動は、相互の技術支援、資材の共同購入、森林局が実施する研修の受講（1回5、6日）、森林局（州局）によるプロジェクト（需要者）への供給苗木のグループ内配分等であった。しかし、資材の共同購入については、例えば、一番コストがかかるポットについては、大口の需要者からの支給（前借）等があり、資金面から見てもが必ずしも機能していない。
- ・グループの運営のために、会費（Kaya では、500CFA/月）を徴収しているとのことであったが、実際には支払っていないメンバーもいる。
- ・グループは、中小企業組合として政府に登録する必要があるが、Dori では登録にある程度の時間を要し、新たなメンバーが加入した場合も同様の時間がかかる等手続きの課題がある。
- ・植林用苗木生産は、2月～7月頃の半年間の仕事であり、農業等との兼業が必要となる。

3-9 森林種子センター(CNSF)の状況

研究部門では、実験室において、国内の採取園、精鋭樹から採取された種子の発芽、含水率の試験、発芽条件の調査、カリテなど種子の保存、管理が困難な樹種についての組織培養試験が行われている。

育苗部門は、植林樹種（郷土樹種）とともに、果樹、園芸作物についての商業的育苗が行われるとともに、苗木生産者、NGO等の要請による有料の研修も実施している。

無償供与以前は9万本の育苗能力であったが、現在では20万本へと向上した。これは、井戸による安定的な給水が可能になった効果が大いといえる。

種子貯蔵庫は、無償で供与した低温貯蔵庫と常温貯蔵庫が利用されており、140種、10tの種子が貯蔵されている。年間の供給量は4t程度である。貯蔵種子は、郷土樹種のほか需要の多いユーカリ（*E. camaldrensis*）もある。

CNSFは、JICAの無償資金協力のほか、デンマーク（Danish International Development Assistance：DANIDA）の協力も得て、近く国際種子検査協会（International Seed Testing Association：ISTA）の認証をうけることになっており、検査証明書発行機関となる予定である。所長は、種子の輸出も可能になると期待するとともに、国内植林には検査種子以外の使用を禁止する措置についても検討すべきと発言があった。

種子センターは、MECV管轄の独立行政法人であり、独立採算が求められており、研修等の受託は貴重な収入源となっている。JICAの技プロ「コモエ県における住民参加型持続的森林管理計画」からの育苗研修の受託もTORの協議を経て、契約が行われている。

研修用の教材、資料については、文字が読めない人向けの写真や図中心のものもあり、現地語で研修を行うことができるが、今後、改善することについて意欲を示していた。

3-10 優先樹種について

優先樹種については、県ごとに住民参加型で3樹種決めることにしているが、必ずしも地域住民のニーズ等を踏まえて決定されていないものもあるため、本プロジェクトで優先樹種を決める際には留意する必要がある。

第4章 プロジェクトの基本計画

詳細計画策定調査団は、現地調査を踏まえて「ブ」国政府関係者と協議を行い、プロジェクトの内容について、以下の通り M/M、RD 案、PDM 案に合意内容を記載し、2008 年 10 月 15 日に協議議事録の署名を交わした。

4-1 プロジェクトの名称・対象地域・裨益者・期間

(1) プロジェクトの名称

プロジェクトの名称は「苗木生産支援プロジェクト」とする。

(2) プロジェクト対象地域

プロジェクトの実施は、中央州（Centre）及び北部州（Nord）を対象地域として行う。

(3) 裨益者

プロジェクトの裨益者は、森林局、州局及び県局の森林官（約 70 人）、コミューンの環境・開発担当者、苗木生産者、苗木利用者、間接裨益者は中央州及び北部州の住民（約 2,707 千人）とする。

(4) プロジェクト期間

プロジェクトは専門家が着任してから 3 年間とする。

4-2 上位目標・プロジェクト目標・成果・活動

(1) 上位目標

対象地域において植林活動が強化される。

(2) プロジェクト目標

対象地域において計画的・効率的な苗木生産が推進される。

(3) アウトプット

1. 苗木生産グループに属する苗木生産者の技術が向上する。
2. 計画的な苗木生産を実施するため、苗木生産及び植林に関わる関係者間の情報共有が強化される。
3. 植林活動と関連したより計画的な苗木生産の方向性にかかる政策提言がなされる。

(4) 活動

- 0-1 植林・苗木生産に関連する既存の活動のレビューを行う。
- 0-2 プロジェクトの実施体制及び調整機能を確保する。
 - 1-1 優先樹種にかかる既存の調査結果を整理する。
 - 1-2 対象州において、州ごと・県ごとに 3 つの優先樹種を選定する。
 - 1-3 優先樹種の普及のための苗木生産技術に関する教材を作成する。

- 1-4 森林官に対して優先樹種の普及に必要な苗木生産技術の研修を行う。
- 1-5 研修を受けた森林官が苗木生産グループに対して優先樹種に関する研修を開催する。
- 1-6 森林官が苗木生産グループに対して継続的な現地での技術指導を行う。
- 2-1 年間の苗木需給情報を把握するための州レベルの協議会*4を開催する。
- 2-2 苗木の販路を拡大するため、森林官と苗木生産グループが協力し普及啓発活動を行う。
- 3-1 苗木生産国家戦略の実施にかかる課題を把握する。
- 3-2 3-1 の課題に対して解決案を提案する。

4-3 投入

(1) 「ブ」国側投入

- ・C/P（プロジェクトディレクター、ナショナルコーディネーター、森林局、州局及び県局森林官）
- ・プロジェクトオフィス
- ・その他；ローカルコスト負担等
- ・プロジェクト実施に必要なデータ及び情報

(2) 日本側投入

- ・専門家；苗木生産計画、その他プロジェクトのニーズに応じた専門分野
- ・供与機材；
情報機器（パソコン）、移動手段（車輛）、その他プロジェクト実施に必要な技術機器
- ・研修員受入
- ・現地活動費

4-4 プロジェクトの実施体制

プロジェクト実施機関は、環境・生活環境省森林局とし、プロジェクトチームの編成とプロジェクトの実施に責任を持つ。また、プロジェクトの円滑な実施のために、監理・調整機関として合同調整委員会を設置する。

(1) プロジェクトチーム

プロジェクトチームは「ブ」国側プロジェクト C/P（プロジェクトディレクター、ナショナルコーディネーター、及びその他の C/P）と日本人専門家から構成され、プロジェクトの実施を行う。プロジェクトディレクターはプロジェクトの実施の監督を行い、ナショナルコーディネーターは日本人専門家とフルタイムで協働し、プロジェクトの現場レベルでの実施の指揮を執る。

(2) 合同調整委員会

合同調整委員会はプロジェクトの監理と「ブ」国側政府中央レベルにおける関係者間の調整を目的として設立されるプロジェクトの最高意思決定機関である。

合同調整委員会（JCC: Joint Coordinating Committee）はプロジェクト期間中、最低1年に2回実施し、関係者間で現状及び今後のプロジェクトの進捗を共有するとともに、それに関する重要な事項を議決する。なお、当計画をスムーズに実施するため、先方の予算策定期間に配慮

した開催を行う。

合同調整委員会の構成員は以下の通り。

○「ブ」国側：

- 1) 環境・生活環境省 (MECV)
 - ・ 自然環境保全総局長 (DGCN)
 - ・ 森林局長 (DiFor)
 - ・ 調査計画局 (DEP)
 - ・ 財務総務局 (DAF)
 - ・ 国立森林種子センター (CNSF)
 - ・ 環境・生活環境中央州局及び北部州局と同州内の県局
- 2) その他の省庁
 - ・ 経済財務省 (DGCOOP)

○日本側：

- ・ JICA 専門家
- ・ JICA ブルキナファソ事務所

4-5 モニタリング

プロジェクトの全体的な進捗状況に関しては、プロジェクトの実施機関中、日本人専門家と「ブ」国カウンターパートから成る「プロジェクトチーム」がプロジェクトの実施状況を定期的にモニタリングし、その状況により、必要に応じて、プロジェクト設計、活動計画、目標数値等を修正し、最終的にプロジェクト目標が達成されるよう工夫と努力を行うものとする。また、モニタリングの結果は、運営・管理に関する助言や提言を得るため、合同調整委員会及び JICA に対して、主に JICA の書式に従った進捗報告書により報告することとする。

第5章 技術協力の妥当性

5-1 実施の妥当性

- ①「ブ」国において植林活動は過去の大干ばつとその後の砂漠化の進行に対処する砂漠化防止のための緑化活動として重要であり、砂漠化防止条約の下、サヘル地帯の砂漠化防止活動と住民の生活の安定・向上は森林政策上の重要課題となっている。本プロジェクトの実施により苗木生産の改善が図られることは砂漠化防止に資するものであり、気候変動の適応策に資する。
- ②JICAのブルキナファソ国別事業実施計画では「自然資源の保全と持続的有効活用を通じた農村開発」の協力プログラムがあり、本案件はそのうち「植林推進・森林資源管理プログラム」に位置づけられ、我が国の援助方針とも高い整合性を有する。
- ③「ブ」国 PRSP において、森林整備面積の拡大は重点分野の一つであり、苗木生産国家戦略における上位目標に砂漠化防止が掲げられていることから、本案件は「ブ」国の森林整備計画の方向に合致している。
- ④対象地域である中央州及び北部州は、民間の苗木生産グループが比較的多くあること、プロジェクトベース以外の民間レベルでの緑化木の苗木需要もあること、さらに国立森林種子センターや地方苗畑もあり、首都からのアクセスが良好であることなどから本案件を実施する地域として適切である。
- ⑤「ブ」国の森林官は苗木生産者への技術的支援をする役割を担っており、森林官が苗木生産にかかる技術・普及に係る知識を習得することが必要となっている。

5-2 自立発展性

本プロジェクトは同国の推進する苗木生産国家戦略の実施を支援するものである。このような政策・制度環境は当面変化がないと思われる。また、森林官及び苗木生産者向けの苗木生産にかかる教材等を作成することとしており、これらはプロジェクト終了後の普及や自立発展に寄与すると考えられる。プロジェクトにより、苗木生産者と苗木の利用者との間での情報共有が強化され、今後も引き続き情報共有が図られる可能性が大きい。

第 6 章 プロジェクト実施にあたっての留意事項

6-1 団長所感

- (1) 「ブ」国環境・生活環境省(MECV)は、日本との技術協力が自分たちの森林行政にとって非常に重要な支援であることを繰り返し、その窓口として森林局が本調査団に対し真摯に対応した。
- (2) 一方、「ブ」国にとって、技術協力プロジェクトは経験が浅く、07年6月から開始した「コモエ県における住民参加型持続的森林管理計画」が始めての案件であり、MECVはM/Mの形式・内容についてコモエ案件の前例に踏襲することに固執した。
- (3) 「ブ」国が人間開発指数177カ国中175位、一人当たりGNI440米ドルであり、本件実施に係る予算措置など厳しい状況であることを調査団は一定の理解はするものの、C/Pの配置、コストの負担、さらに本プロジェクトの成果を対象以外の州への展開など持続性の確保について、「ブ」国側が最大限の努力をすることを、調査団は確認した。
- (4) また、本プロジェクトは、森林官や苗木生産グループなど技術向上を通じたキャパシティ・ビルディングが基本的な目指す方向である。そして、この人材育成は本来、MECVが主体として行う業務であり、JICAはプロジェクトを通じ、これを支援するものであることを伝えた。
- (5) 「ブ」国における植林活動は、自然環境の改善のみならず地域住民の生活条件の向上にも貢献する重要な政策である。このような政策を達成するためには、中央及び地方において目標植林面積及び植林計画が適切に計画され着実に実施されることが重要である。このためには、植林計画に沿った、良質で廉価な苗木の供給体制が整えられることが必要とされる。民間の苗木生産者を中心とした苗木生産体制が確立するためには、これら苗木生産者が恒常的に主体的に生産計画を立てられるようにならなければならない。ドナー資金を受けたものも含めて植林計画がより適切に管理され、苗木生産者に対して需要に関するより正確な情報が供給されることが重要な課題である。また、あわせてドナー以外の植林活動の振興を図る必要がある。効果的にプロジェクトを実施するにあたり、MECVはこれらに配慮することを確認した。
- (6) 「ブ」国の苗木生産において80%以上を占める民間苗木生産者は、グループ化を図ることにより、より事業の収益性を上げることができる。グループになることによって森林部局による技術指導が受けやすくなり、苗木販売もより効率的に行えるようになるからである。しかしながら、苗木需要の不安定さやグループ運営分担金の不足が生産者グループの円滑な運営の阻害要因となっている。「ブ」国政府は、(苗木生産に限らず)一般的に県、州、国レベルでの生産者(連合)組織を作ること(組織化)でその産業が育成されると考える傾向がある。生産者や最小単位であるグループの能力がないまま、連合組織を作るとは時期尚早と思われる。特に、「ブ」国における苗木生産の振興には、明確な植林政策の策定、生産者の技術レベルの向上、苗木生産者と利用者間のコミュニケーションの強化などが、「苗木生産の組織化(グループを県レベル、州レベルで連合化すること)」よりもなお必要とされていると考えられる。
- (7) また、MECVは、民間の苗木生産者を育成する方向の中、公営苗畑を民間の苗木生産者に対して研修を行う役割もあることを言及した。当プロジェクトにおいても、公営苗畑を有効に活用することとする。
- (8) 「ブ」国による要請書には、当初中央州、中北部州、北部州、サヘル州、高地流域州の5州

がプロジェクト対象地域として挙げられていた。プロジェクトの現場での活動内容に鑑みて対象州は2州に絞り、民間苗木生産者のグループ状況及び苗木需要が比較的多いこと、首都からの近さといった観点から、中央州及び北部州が対象地域として選定された。

- (9) プロジェクトダイレクターを森林局長、プロジェクトマネージャーを追って任命されるナショナルコーディネーターが担い、あわせて対象州の州局長を始め局員及び県局員が現場のC/Pとなる。
- (10) PDMについては今回M/Mに含めたが、POについては追って作成(案は添付)し、R/D署名時に双方により承認されるものとする。

6-2 本プロジェクトに求められる専門家

- (1) 本プロジェクトに求められる専門家は、長期的な専門家(苗木生産計画:10ヶ月×3年)とともに、必要な短期専門家(例えば、育苗技術:4~5ヶ月×2年、など)が想定される。
- (2) 専門家は森林局にある建物の一部屋(以前JICA専門家が使用していた)を、C/Pとともに利用することとなる。森林局長室も同じ建物にあり、効果的な成果を挙げるため、局長との定期的な会合を持つように調整する必要がある。
- (3) 実施体制、特に予算は大変厳しい状況で、(当然、「ブ」国に対しては継続的にローカルコストの負担を促すが、)十分な措置が伴わないことを予想したプロジェクト活動を想定すべきである。(継続性についても、予算措置が不透明なことから)プロジェクト期間にできるだけ実践を伴い、現状を改善していくことが期待される。
- (4) 「苗木生産計画」専門家は、対象州を中心に苗木生産の体制整備・技術向上を行い、生産者と消費者の情報共有の機会を設け需給のバランスを図り、植林(苗木消費)を促進する広報などを実施、さらに「ブ」国の苗木生産、植林にかかる計画策定や政策への提言を行う。体制整備や技術向上、需給バランスの均衡や植林促進のための会合などの開催のみならず、それを仕組みとして継続性のあるものとするために、植林計画策定や民間の苗木生産者の育成方針、民間への支援内容などの提言を行い、森林局の具体的なアクションを促すことが重要である。
- (5) MECVの森林官は苗木生産者に技術指導する役割があることから、その能力向上は重要である。このため国立森林種子センターや国立環境・農業研究所(INERA)森林生産部などの機関との連携が効果的なプロジェクト実施にあたって必要である。
- (6) 「育苗技術」専門家は、苗木生産技術の向上のうち特にプロジェクトの立ち上げ時期に、活動1-1「優先樹種にかかる既存の調査結果を整理する」、1-2「対象州において、県ごとに3つの優先樹種を選定する」及び1-3「優先樹種の普及のため苗木生産技術に関する教材を作成する」を中心におこなう。特に、当該分野に蓄積がある国立森林種子センター(Centre National de Semences Forestieres)の協力を得て実施することにより、効率的・効果的な成果を導き出すことができると考える。

6-3 専門家の派遣時期

- (1) 苗木生産が3月から5月にかけて行われる。できる限り生産が開始される前に派遣されることが望ましい。
- (2) 一方、今回のM/M署名を受けてR/D署名、専門家の人選等手続きを考えると、プロジェクト初年度は苗木生産の実態を把握、分析するとともに、各種の教材、研修の準備・実

施などを中心に行うこととなる。

6-4 先方の予算確保について

- (1) 先方政府内での予算確保の手続きは、R/D が締結されてから開始される。通常、翌年度予算は 5 月頃に要求が行われる。担当官庁（本件の場合、MECV）からの適切かつ適正な申請が、予算配布に影響を与えるため、いかに熱意を財務省に対して伝えるかがポイントとなると言われている。
- (2) R/D 署名のタイミングからして、09 年度の予算は確保が難しいと予想される。一方、海外ドナーとプロジェクトを実施する際には、ある程度予算の確保が配慮されるといわれており、09 年度の予算については継続して要求することが必要である。2010 年度以降は、計画的な準備が必要である。
- (3) 「ブ」国側の予算を確保するためには、ドナー側の予算を明示することが前提となり、今後必要な手続きを JICA ブルキナファソ事務所が MECV と行う。

6-5 案件名変更とそれに伴う手続き

- (1) 上記（8-1(6)など）観点から、双方はプロジェクト名称を見直す必要につき協議した。これによって、要請書に記載されていた「ブルキナファソにおける苗木生産業組織化支援プロジェクト」に替わる新しいプロジェクト名称として「ブルキナファソにおける苗木生産支援プロジェクト」が提案された。
- (2) 今後、JICA 内での検討を踏まえ、日本・「ブ」国双方との名称変更による口上書交換等の手続きを経て名称が変更・決定されることとなる。

6-6 ボランティアとの連携

主要な地方苗畑には、青年海外協力隊が配属されており、苗木生産や野菜販売、養殖など、地域住民の生活向上に貢献する活動を多面的に行っている。これらボランティアの活動と本件が相互に補完・助長するような活動が期待される。

6-7 協力終了後の自立発展性を見据えた活動展開

- (1) 「ブ」国の実施体制は弱く、終了後の自立発展性を考えると必ずしも楽観できるわけではなく、実際の活動とそれを継続させるための仕組み作りを並行して進めていく必要がある。
- (2) つまり、苗畑生産体制整備や技術向上、需給バランスの均衡や植林促進のための会合などの開催のみならず、それを仕組みとして継続性のあるものとするために、植林計画策定や民間の苗木生産者の育成方針、民間への支援内容などの提言を行い、森林局の具体的なアクションを促すことが重要である。
- (3) そのためにも森林局長をはじめとして、MECV の各関係機関との定期的な会議を持ち、速やかに行動に移すことを推進が期待される。

添付資料

1. 要請書
2. 詳細計画策定調査団締結ミニッツ
3. 実施協議議事録 (R/D、ミニッツ)
4. 苗木生産国家戦略 (仏文・訳文)

FORMULAIRE DE CANDIDATURE POUR LA COOPERATION TECHNIQUE DU JAPON

1. 提出日

2007年8月8日

2. 申請者

ブルキナファソ政府

3. プロジェクト名称

ブルキナファソ苗木生産業組織化支援プロジェクト

4. 実施機関

環境生活環境省 (MECV) 森林局 (DiFor)

住所: 01 BP 6429 Ouagadougou 01 Ouagadougou
コンタクトパーソン: Ibrahim LANKOANDE
Téléphone: 226 50 31 61 19 Fax: 226 50 33 17 77
E-mail: ibrahim.lankoande@fasonet.bf, prpr@fasonet.bf

5. プロジェクトの背景

苗木生産は疑いもなく最も発達した林業活動の一つであり、ローカルコミュニティ及び民間セクターによる修得・合致という意味において村有林国家プログラム (PNFV) の主要な成功の一つである。その証拠には、森林行政が国家予算による公営苗畑における育苗経費負担に困難に直面しており、徐々に活動の民営化が進んでいる。村落コミュニティ及び民間による苗木生産開始の熱は、しかしながら、下記の理由により急速にかすんでいる。

- 付随手段の欠如
- 国家プロジェクトが介入しない場所でのニーズの低さに起因する苗木の流通の困難
- 経済利益を実現する大量生産を優遇する苗木単価が把握されていないことによるマージンの脆弱さ
- 生産技術の不足
- 多様な生態的状況に適応した樹種の選択、等

ローカルコミュニティ及び民間におけるこの弛緩のため、森林担当省は 1998 年に、有用樹種という概念を導入し、苗木生産セクターの下位セクターを立て直す他のイニシアティブを取るようになった。ゴムの木、カシュー、ネレ、カリテ等の樹種の推進である。

このイニシアティブは、地方苗畑改修計画 (PRPR) と国立森林種子センター (CNSF) 支援計画の 2 つのプロジェクトの実施によって強化された。

実際に、ブルキナファソ政府は 2000 年～2001 年に、日本政府の無償資金協力を享受した。その活動は、研修、住民啓発、苗畑施設の改修・建設によって、対象州局の実施能力向上を推し進めた。

PRPR の実施にあたり (2001-2005)、6 つの州の中心都市 (Koudougou, Dédougou, Ouahigouya, Dori, Kaya, Ouagadougou (Nagbangré)) に地方苗畑が設置された。これら整備された苗畑は、民間苗畑の生産性を高めるための地方機関となった。

プロジェクト対象となった6つのDRECVの支援による達成すべき目標は次の通りであった。

- 砂漠化対策と植林の役割の重要性を住民にそれまで以上に理解させる
- 参加型手法で植林活動を普及する
- 必要とされる改良苗木の生産を保証する
- 耕作地を開墾するための木材伐採による開拓を減少させる
- 良い成果の持続性を得るための森林管理行政を組織化する

CNSFの能力開発プロジェクトは2004～2005年に実施された。当プロジェクトは対象4州の中心都市に4つの支所を整備し、研修、苗木生産、調査研究活動を可能にした。4地域は、Kaya, Dori, Fada N'Gourma及びBobo-Dioulassoである。

上記2プロジェクトは、日本の技術協力の実施の一環として専門家及びボランティアの派遣を通してサポートを受けている。実際に、DiForは1999年より3名のJICA専門家の支援を受けている。2001年以来、MECVではPRPRの対象州及びその他地域にのべ36名のJOCVが派遣されている。

JICA専門家は技術支援として以下の任務を負う。

- 森林政策の計画・評価・実施における能力開発
- 林業分野における情報の収集と整備の支援
- 林業・環境分野の日本の支援の援助調整

ボランティアの活動は、ローカルコミュニティの住民組織への啓発や研修、育苗や植栽技術の支援、改良かまど普及や小学校における環境教育に関連する。

上に列挙した努力にもかかわらず、それでも苗木生産セクターは今日では不十分・困難に直面していることを認めざるを得ない。上述の2プロジェクトは確かに苗木生産活動を再活性化させたが、実際には苗木生産者の組織化という面では変化をもたらせなかった。この点はプロジェクト目標には含まれていなかった。この分野でなお残されている制約は次の通り。

- インフォーマルな介入者の多様性と正規の組織化の低達成度
- 商品化流通の未組織化
- 計画メカニズムの不備

植林における苗木生産の位置づけと、多くの介入者とその質の重要性を鑑みれば、苗木生産分野を推進するための最低限の組織化と、行動規範枠組が必要とされる。このようなことから、2007年3月13～14日に苗木生産国家戦略(SNPP)が策定され承認された。

SNPPの上位目標は、砂漠化対策、食糧安全保障、貧困削減に貢献することである。この上位目標を達成し、苗木生産分野における制約や不十分を引き起こし、苗木生産セクターを推進するため、SNPPは4つの優先的基本方針を持つ。

1. 苗木生産部門の発展に望ましい規則にかなった組織に関する環境の促進
2. 生態条件により合致し経済的利益を目指した在来優先樹種の推進
3. 苗木生産施設の採算性
4. 実現可能な活動の特定

砂漠化対策及び多様なアクターの能力開発に関する日本の援助の継続性を持つ本プロジェクトは、アクターの組織化、苗木生産業の促進、SNPPの実施を目指している。

6. プロジェクトアウトライン

(1) 上位目標

国家経済及び貧困・砂漠化対策における林業分野の公権を強化するためのブルキナファソ苗木生産国家戦略の実施に貢献する。

(2) プロジェクト目標

関係者の組織化及び計画・モニタリング・評価システムの強化を通じて、対象 5 地域における苗木生産及び植林分野を推進する。

(3) アウトプット

1. 苗木生産者が組織化され（グループ、アソシエーション、フェデレーション）、彼らの技術能力が向上する。
2. 森林官の能力開発及び苗畑経営状況改善を通して苗木生産及び植林事業が推進される。
3. 対象州において、苗木生産活動の計画及びモニタリング・評価システムが強化される。

(4) プロジェクト活動

- 1.1. 苗木生産者に対して啓発活動を行う。
- 1.2. 民間苗木生産者に対して生産技術及び苗畑運営に関する研修を行う。
- 1.3. 苗木生産者の様々なグループ、アソシエーション、フェデレーションの設立を支援する。
- 2.1. 森林官や育苗に関わる他機関の職員に対し研修を行う。
- 2.2. 在来樹種に関する既存調査結果を公表し、また、在来樹種に関する多様な目的の（生態、観賞、食料、経済）調査を強化する。
- 2.3. 州ごとに選ばれた 3 優先樹種を住民に対しての宣言（ラジオ、テレビ広告）や、優先樹種ごとに技術カードの作成を通して、優先樹種を促進する。
- 2.4. 次の活動を通して、苗畑運営の採算性を目指し公営苗畑における活動の多様化を図る。
 - 苗木生産以外の活動を導入する（野菜栽培、果樹園、等）
 - 在来有用樹種の実験林を造成する
- 3.1. 苗木生産活動を効率的に計画するため年間の苗木ニーズ把握のための協議を開催する。
- 3.2. 生産者組織と森林行政の協力によって苗木生産に関する計画及びモニタリングシステムを強化する。
- 3.3. 生産された苗木の販売先を獲得するため、植林実施者を啓発し、購入者を開拓する。
- 3.4. 民間生産者による苗木生産のモニタリングを実施する。

(5) 受益国側インプット

ブルキナファソ政府はプロジェクトに以下を提供する。

- ナショナルカウンターパート
 - 森林資源管理、苗木生産、植林分野を専門とするナショナルコーディネーター
 - 中央機関（DiFor）及び地方機関（DRECV, DPECV, SDECV）の技官
 - 支援要員（運転手、秘書、警備員、連絡員等）

- プロジェクト期間中の実施に貢献するためのカウンターパート予算
- プロジェクト実施に必要な情報・データ
- プロジェクトチームのための事務所
- 事務所の電気・水道
- JICA プロジェクトチームの安全にかかる援助
- アイデンティティカード
- プロジェクト実施のための輸入機材または現地購入機材にかかる免税措置

(6) 日本側インプット

日本政府はプロジェクトに以下の技術協力・資金協力を提供する。

- 村落林業専門家（1名）
- 日本、ブルキナファソ国内及び第三国における研修や視察旅行を通じたプロジェクトの技官の能力開発
- 事務所における情報機器、プロジェクト実施に関する必要な技術機材及び移動手段
- プロジェクト活動実施のための必要経費

7. 実施スケジュール

2008年4月～2010年5月

8. 実施機関

プロジェクトの責任機関は MECV である。プロジェクト実施の責任を持つ中央レベルの技術機関は森林局（DiFor）である。地方レベルの実施技術機関は 5 つの環境生活環境州局（DRECV）である。

施設や機材の運営や機材に関して、以下のルールがある。

- DiFor はプロジェクトの技術的・行政的な監督を担い、資機材の管理に責任を負う。
- CNSF は調査研究機関として介入する（育苗実験や普及）
- プロジェクトコーディネーターは予算及び資機材の管理運営に責任を負う。

各州の責任においてプロジェクト実施、持続的運営のルール設置のための全国的コーディネートに関する協議がもたれる。

9. 関連活動

上述の通り、プロジェクトは以下の実現を目指す。

- 住民の啓発
- グループ、アソシエーション、フェデレーションに生産者組織化
- 関係者への研修（生産者組織、アソシエーションメンバー、森林官、他機関技官）
- 活動の計画・モニタリング・評価支援
- 在来樹種の調査及び調査結果の広報の支援
- プロジェクト実施機関の技術面ロジ面の能力開発

プロジェクトは、現場で植林分野で活動する他プロジェクト／プログラムと相乗作用を得るために緊密な連携体制を取る。プロジェクト実施において JOCV も活用される。彼らの支援は特に以下の側面において有用である。

- 活動の計画・モニタリング・評価
- 基礎教育レベル（小学校）における環境教育
- 苗木生産部門における対象住民の指導

10. ジェンダー配慮

プロジェクトは技術能力開発活動及び関係者の組織化を通じて男性及び女性に利益をもたらすが、ジェンダーについてはプロジェクト運営において注目の対象となる。そのため、女性及び子供の参加を強化することが特に求められる。

- 森林資源管理において女性の積極的な参加・関わりについて啓発される
- アソシエーションやグループに組織化された女性は野菜栽培や育苗を地方苗畑内で許可される。
- 地方苗畑は、苗畑学校、環境教育センターとしての役割を求められている。小学生や中学生は植物の栽培や環境に関して情報や教育の基礎を受けるために苗畑に案内される。

11. 環境・社会配慮

本プロジェクトはパイロットプロジェクトとして実施される。プロジェクト対象州の住民や生産者に対し、植生被覆の回復と環境保全のための活動に寄与する技術能力開発と良質な苗木の生産手段を可能にする。

本プロジェクトは生産者を組織化し、苗木生産業の推進において彼らの利益を守るための弁護能力を持たせる。

プロジェクト実施は苗木の生産及び販売を通して生産者の生活環境の改善に貢献し、社会の成熟に貢献する。苗木の利用者、特に植栽者は、長期的な財政的収入を享受する。

12. 受益者

主導者としてブルキナ政府は、以下の中央・地方レベルの機関・アクターのために本プロジェクトを作成した。

- 民間苗木生産者
- 女性アソシエーション及びグループ
- 対象 5 州の地方自治体（Dori, Kaya, Ouagadougou, Ouahigouya et Bobo-Dioulasso）
- 苗木生産及び植林分野で活動する NGO, アソシエーション, グループ
- 中央機関及び MECV 各局（DEP, DGCN, DiFor）
- 13 DRECV
- CNSF

13. 安全状況

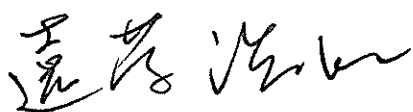
プロジェクト活動の効果的な実施のための財産、人間の安全状況は許容可能と判断できる。

**COMPTE RENDU DE LA RENCONTRE
ENTRE
LA MISSION DE L'AGENCE JAPONAISE DE COOPERATION INTERNATIONALE
ET LES AUTORITES CONCERNEES DU BURKINA FASO
POUR
LA MISE EN ŒUVRE DU PROJET D'APPUI A L'ORGANISATION DE LA FILIERE
DE PRODUCTION DE PLANTS AU BURKINA FASO
DANS LE CADRE DE LA COOPERATION TECHNIQUE**

A la demande du Gouvernement du Burkina Faso pour une coopération technique, la Mission d'étude préliminaire (ci-après désignée "la Mission"), organisée par l'Agence Japonaise de Coopération Internationale (ci-après désignée "JICA"), dirigée par M. ENDO Hiroaki, a séjourné au Burkina Faso du 6 au 20 Octobre 2008 dans le but d'étudier et d'échanger des points de vue sur le projet d'appui à l'organisation de la filière de production de plants au Burkina Faso (Ci-après désigné "le Projet").

Les deux parties ont confirmé que les informations ci-jointes sont les résultats des échanges et ont convenu de transmettre ces résultats à leurs gouvernements respectifs.

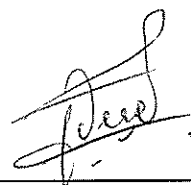
Ouagadougou, le 15 octobre 2008



M. ENDO Hiroaki

Chef de la Mission d'Etude Préliminaire

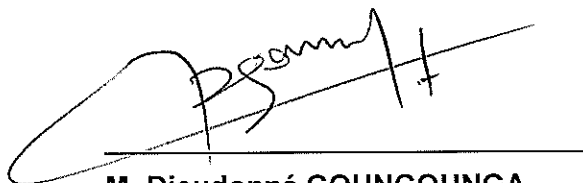
Agence Japonaise de Coopération Internationale



M. Joachin OUEDRAOGO

Directeur Général de la Conservation de la Nature

Ministère de l'Environnement et du Cadre de Vie



M. Dieudonné GOUNGOUNGA

Pour le Directeur Général de la Coopération, P.I.

Le Directeur de la Coopération Multilatérale

Ministère de l'Economie et des Finances

DOCUMENT JOINT

1. La Structure du Projet

1-1 Procès Verbal (R/D)

Le Procès Verbal de Discussion (ci-après mentionné comme Procès Verbal) est un document officiel qui définit les termes de la coopération technique du projet. Le procès verbal a été préparé et accepté à partir d'une série de discussions comme indiquées dans l'Annexe 1.

1-2 Cadre Logique (PDM) et Plan d'Opération (PO)

Un Cadre Logique de Projet (ci-après mentionné comme "PDM") est utilisé habituellement pour des projets de coopérations techniques japonais pour gérer et mettre en oeuvre les projets de manière efficiente et efficace. Le PDM expérimental présenté dans l'Annexe 2 sera appliqué au Projet avec la compréhension suivante :

- A) Le PDM est logiquement conçu comme étant la matrice qui définit la compréhension initiale de la structure pour le But de Projet.
- B) Le PDM doit être flexible et révisé selon le progrès et la réalisation du projet à partir des discussions entre la partie Burkinabè et la partie japonaise.

Pour le programme expérimental du projet, le plan des opérations (se référer au "PO") sera établi suivant les activités du Projet définies dans le PDM.

Le PDM et le PO seront achevés pour être approuvés par les deux parties au moment de la signature du procès verbal.

2. Coopération technique de JICA

Le présent Projet qui sera mis en oeuvre par le MECV avec l'appui de la JICA vise principalement le renforcement des capacités des agents forestiers et des pépiniéristes privés organisés sous forme de groupement, en vue de dynamiser la filière de production de plants. Les activités de ce projet visent à accompagner le MECV dans la mise en oeuvre de ses missions.



3. Justification et intitulé du Projet

3-1 Demandes en plants au Burkina Faso

Les activités de reboisement constituent un outil politique important qui contribue non seulement à l'amélioration de l'environnement naturel mais aussi à celle de conditions de vie de la population. Pour réaliser de tels objectifs, il est d'une importance capitale que les prévisions et le programme de reboisement soient planifiés et exécutés de manière appropriée tant au niveau central qu'au niveau déconcentré. Pour ce faire, il est nécessaire qu'un mécanisme d'offre des plants de qualité à des prix accessibles et produits suivant le programme de reboisement soit instauré. Pour que la filière de production de plants centrée sur les pépiniéristes privées se constitue, il faudra que ces derniers arrivent à planifier leurs productions d'une manière constante. Il est question de bien gérer les programmes de reboisement y compris ceux financés par les partenaires techniques et financiers, et de fournir aux producteurs les informations plus précises sur les demandes en plants. Il faut également susciter la participation d'acteurs autres que les partenaires techniques et financiers dans les actions de reboisement.

3-2 Intitulé du Projet

Les pépiniéristes privés qui représentent plus de 80% des producteurs de plants au Burkina Faso peuvent rentabiliser d'avantage leurs activités en s'organisant en groupement des pépiniéristes. Cette rentabilité repose sur le fait que les producteurs organisés peuvent bénéficier plus facilement de l'appui technique des services forestiers compétents et améliorer de façon efficiente la vente de leurs plants. Toutefois l'instabilité de la demande en plants et l'insuffisance des ressources constituent des contraintes pour le bon fonctionnement des groupements.

La nécessité de fixer une orientation claire de reboisement, d'améliorer le niveau technique des producteurs ainsi que de renforcer la communication entre les producteurs et les utilisateurs de plants paraît plus nécessaire pour la promotion de la production de plants au Burkina Faso que « l'organisation de la filière de production de plants ».

Sur cette base, les deux parties ont convenu de la nécessité de revoir l'intitulé du Projet suite au constat ci-dessus mentionné. Ainsi, le nouvel intitulé « Projet d'appui à la filière de production de plants au Burkina Faso » a été proposé en

lieu et place de celui formulé dans la requête qui était « Projet d'appui à l'organisation de la filière de production de plants au Burkina Faso ».

4. Considérations spéciales

4-1 Zones d'intervention

Initialement la zone d'intervention proposée dans la requête de Burkina Faso comportait cinq régions à savoir les Régions du Centre, du Centre-Nord, du Nord, du Sahel, et des Hauts-Bassins. Compte tenu du caractère pilote du Projet, les deux régions à savoir le Centre et le Centre-Nord ont été retenues au regard du niveau d'organisation des pépiniéristes, de la demande relativement élevée en plants et de la proximité des sites.

4-2 Coût supporté par les deux parties

Les deux parties ont convenu de l'indispensable participation du Gouvernement du Burkina Faso au coût de mise en oeuvre du Projet durant les trois ans à travers une contrepartie nationale. La partie Burkinabè a informé la mission japonaise de la nécessité de conclure une 'Convention de Financement' (Entente de Coopération annexée au Procès Verbal) entre le Burkina Faso et le Japon pour la mise en oeuvre du Projet. Des négociations seront menées entre les deux parties sur la Convention de Financement qui fera l'objet de signature entre les deux gouvernements.

La Mission a informé la partie Burkinabè que la JICA communiquera le coût total du Projet afin que le MECV prenne des mesures nécessaires pour prévoir et assurer sa contrepartie pour la mise en oeuvre du Projet. Les détails concrets des contributions des deux parties seront décidés ensuite sur leur accord mutuel.

4-3 Dépenses nécessaires au transport des équipements et les dépenses courantes pour la mise en oeuvre du Projet

La partie Burkinabè a émis des réserves quant à ses capacités propres à prendre en charge les frais liés au transport des équipements et aux dépenses courantes pour la mise en oeuvre du Projet, inscrits dans les points III-7-(5) et III-7-(6) du Procès Verbal.

4-4 Rôle attribué aux pépinières publiques

Concernant la formation des pépiniéristes, le MECV a affirmé que les pépinières publiques servent actuellement de centre de formation pour les producteurs de plants. Ces pépinières seront donc exploitées efficacement pour la mise en œuvre du Projet.

4-5 Renforcement de capacités des agents forestiers

Le renforcement des capacités des agents forestiers du MECV est d'une importance capitale car ces agents sont chargés de la formation technique des producteurs de plants. C'est la raison pour laquelle la collaboration avec d'autres structures tels que le Centre National de Semences Forestières, le Département de Production Forestière de l'INERA sera nécessaire à la mise en œuvre du Projet.

5. MESURES A PRENDRE AVANT LE DEMARRAGE DU PROJET

Le Projet débutera après la prise des mesures ci-après :

- 1) Réalisation des procédures internes pour les approbations finales par les Gouvernements des deux parties.
- 2) Concertations en vue de la signature de la Entente de Coopération en tant que Convention de Financement annexé au Procès Verbal.
- 3) Signature du Procès Verbal par les autorités concernées du Burkina Faso et du Bureau de la JICA au Burkina Faso.

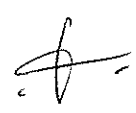
Appendice

1. Projet du Procès Verbal de discussion (R/D)
2. Projet de Cadre Logique (PDM₀)



ABBREVIATIONS

R/D	Record of Discussions (Procès Verbal)
PDM	Project Design Matrix (Cadre Logique)
PO	Plan of Operations (Plan d'Opération)
MECV	Ministère de l'Environnement et du Cadre de Vie
INERA	Institut National de l'Environnement et de Recherche Agricole



(DRAFT)
PROCES VERBAL DES DISCUSSIONS
ENTRE
L'AGENCE JAPONAISE DE COOPERATION INTERNATIONALE
ET
LES AUTORITES CONCERNEES DU GOUVERNEMENT DU BURKINA FASO
POUR
LA MISE EN ŒUVRE DU PROJET D'APPUI A L'ORGANISATION DE LA
FILIERE DE PRODUCTION DE PLANTS AU BURKINA FASO
DANS LE CADRE DE LA COOPERATION TECHNIQUE

En se référant au Compte Rendu de la rencontre entre la mission d'Etude Préliminaire et le Gouvernement du Burkina Faso, signé le 15 Octobre 2008, l'Agence Japonaise de Coopération Internationale (ci-après désigné par «la JICA») représentée par le Représentant Résident de la JICA au Burkina Faso a eu une série de discussions avec les autorités concernées du Gouvernement du Burkina Faso relatives aux mesures à prendre par les deux Gouvernements en vue de la mise en œuvre du Projet d'appui à l'organisation de la filière de production de plants au Burkina Faso dans le cadre de la coopération technique.

A la suite de ces discussions, les deux parties ont convenu sur les sujets auxquels il est fait référence dans le document en annexe, ci-joint.

Ouagadougou le jj mm 2008

M. MORIYA Yuji

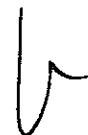
Représentant Résident
de l'Agence Japonaise de Coopération
Internationale au Burkina Faso

M. Salifou SAWADOGO

Ministre d'Environnement et du Cadre de Vie
Burkina Faso

M. Lucien Marie Noël BEMBAMBA

Ministre de l'Economie et des Finances



DOCUMENT JOINT

I. COOPERATION ENTRE LA JICA ET LE GOUVERNEMENT DU BURKINA FASO

1. Le gouvernement du Burkina Faso mettra en œuvre le Projet d'appui à l'organisation de la filière de production de plants au Burkina Faso (ci-après désigné « le Projet ») en coopération avec la JICA.
2. Le Projet sera mis en œuvre conformément au Cadre du Projet joint en ANNEXE I.

II. MESURES À PRENDRE PAR LA JICA

Conformément aux lois et aux règlements en vigueur au Japon, la JICA prendra, à ses propres frais, les mesures suivantes selon les procédures normales conformément au schéma de coopération technique du Japon.

1. ENVOI D'EXPERTS JAPONAIS

La JICA fournira les services des experts japonais présentés en ANNEXE II.

2. FOURNITURE DES EQUIPEMENTS

La JICA fournira les appareils, équipements et autres matériels nécessaires à la mise en œuvre du Projet suivant les composantes retenues en ANNEXE III (ci-après désignés par 'l'Équipement').

3. FORMATION DU PERSONNEL BURKINABE AU JAPON

La JICA accueillera le personnel burkinabé engagé dans le Projet, en vue d'une formation technique au Japon.

III. MESURES À PRENDRE EN COMPTE PAR LE GOUVERNEMENT DU BURKINA FASO

1. Le Gouvernement du Burkina Faso prendra les mesures nécessaires pour assurer le bon déroulement du Projet et sa pérennisation, avec l'implication effective des autorités concernées, des homologues, des institutions liées au Projet ainsi que des groupes bénéficiaires.
2. Le Gouvernement du Burkina Faso veillera à ce que la technologie et les connaissances acquises par le personnel burkinabé, résultats de la coopération technique du Japon,

contribuent au développement social et économique du Burkina Faso.

3. Le Gouvernement du Burkina Faso accordera aux experts japonais dans le cadre du Projet les privilèges, exonérations et avantages énumérés en ANNEXE IV. Ces avantages et privilèges seront au moins égales à ceux dont bénéficient les experts de pays tiers ou d'organisations internationales chargées de missions similaires.
4. Le Gouvernement du Burkina Faso veillera à ce que l'équipement mentionné en II-2 ci-dessus soit utilisé effectivement pour la bonne exécution du Projet, en collaboration avec les experts japonais présentés en ANNEXE II.
5. Le Gouvernement du Burkina Faso prendra les mesures nécessaires pour s'assurer que les connaissances et expériences acquises par le personnel burkinabé pendant le stage technique au Japon, seront utilisées effectivement pour la bonne exécution du Projet.
6. Conformément aux lois et règlements en vigueur au Burkina Faso, le Gouvernement du Burkina Faso mettra à la disposition du Projet les homologues nationaux et autres personnels forestiers du Projet (cf. ANNEXE V), les locaux servant de bureaux, l'eau et l'électricité, les exonérations de la TVA et des autres taxes sur le carburant.
7. Conformément aux lois et règlements en vigueur au Burkina Faso, le Gouvernement du Burkina Faso mettra à la disposition du Projet dans les limites de ses possibilités financières une contrepartie nationale financière et matérielle pour :
 - (1) L'affectation du personnel homologue et du personnel d'appui (cf. ANNEXE V du PV) pour la mise en œuvre du Projet
 - (2) La prise en charge des frais de déplacement du personnel homologue burkinabé pour la mise en œuvre du Projet ;
 - (3) La réfection des bâtiments pour le Projet ;
 - (4) La prise en charge des rencontres de concertation.
 - (5) Les dépenses nécessaires au transport à travers le Burkina Faso des équipements référenciés au II-2 ci-dessus aussi bien que l'installation, les opération et la maintenance de ceux-ci.
 - (6) Les dépenses courantes nécessaires à la mise en œuvre du Projet.

IV. ADMINISTRATION DU PROJET

1. Le Secrétaire Général du Ministère de l'Environnement et du Cadre de Vie, assumera la responsabilité globale concernant la réalisation du Projet.

2. Le Directeur Général de la Conservation de la Nature à travers le Directeur des Forêts, Directeur de tutelle du Projet, assumera l'entière responsabilité des aspects administratifs et techniques, du suivi-évaluation, et de la coordination du Projet.
3. La personne qui sera nommée par arrêté Ministériel, en tant que Coordonnateur National, sera responsable de l'exécution, de la supervision du Projet et la coordination entre les différents acteurs impliqués.
4. Les Experts japonais apporteront des conseils nécessaires au Directeur de tutelle du Projet, au Coordonnateur National du Projet sur toutes les questions se rapportant à la mise en œuvre du Projet.
5. Les experts japonais assisteront les homologues burkinabé pour les questions techniques relatives à l'exécution du Projet.
6. En vue d'une mise en oeuvre efficace et efficiente de la coopération technique dans le cadre du Projet, il sera mis en place un Comité de Pilotage dont les fonctions et la composition sont précisées en ANNEXE VII

V. EVALUATION CONJOINTE

L'évaluation du Projet sera réalisée conjointement par les deux Gouvernements par l'entremise de la JICA et les autorités Burkinabé concernées six(06) mois avant la fin du Projet .

VI. RECLAMATION CONTRE LES EXPERTS JAPONAIS

Le Gouvernement du Burkina Faso défendra les experts japonais engagés dans le Projet contre les réclamations des tierces parties, si ces réclamations sont liées à l'accomplissement de leurs fonctions officielles au Burkina Faso. Ceci ne sera pas le cas, si ces réclamations interviennent à la suite d'une in conduite volontaire ou d'une négligence notoire de la part des experts japonais.

VII. CONSULTATIONS MUTUELLES

Il est institué une consultation mutuelle entre la JICA et le Gouvernement du Burkina Faso pour toutes les questions majeures portant sur la forme ou le fond et en rapport avec le présent Document Joint.

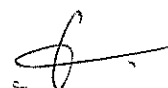
VIII. MESURES POUR PROMOUVOIR LE PROJET AUPRES DES POPULATIONS

Pour une meilleure connaissance du Projet par les populations du Burkina Faso, le Gouvernement du Burkina Faso prendra les mesures appropriées pour une large diffusion des informations sur le Projet.

IX. PERIODE DE LA COOPERATION

La durée de la coopération technique pour la mise en œuvre du Projet conformément au Document Joint sera de trois (3) ans couvrant la période du **mm 2009 au mm 2012.**

ANNEXE I	PLAN DIRECTUR DU PROJET
ANNEXE II	LISTE DES EXPERTS JAPONAIS
ANNEXE III	LISTE DES EQUIPEMENTS
ANNEXE IV	PRIVILEGES, EXONERATIONS ET AVANTAGES POUR LES EXPERTS JAPONAIS
ANNEXE V	LISTE DES HOMOLOGUES ET DU PERSONNEL D'APPUI DE LA PARTIE BURKINABE
ANNEXE VI	LISTE DES LOCAUX ET DES COMMODITES
ANNEXE VII	COMITE DE PILOTAGE



CADRE DU PROJET

1. But Global

Les actions de reboisement sont renforcées dans les régions concernées.

2. Objectif du Projet

La production de plants bien planifiée est promue dans les régions d'intervention.

3. Résultats attendus

(1) Les techniques de production de plants des pépiniéristes des groupements sont améliorées.

(2) Les échanges d'informations entre les acteurs concernés par la production de plants et par le reboisement sont renforcées afin de mettre en œuvre la production planifiée de plants.

(3) Des orientations en vue d'une meilleure planification de la production des plants en rapport avec les actions de reboisement sont élaborées.

4. Activités

0-1 Faire la revue des activités concernées par le reboisement et la production de plants

0-2 Définir les modalités et mécanismes de la mise en œuvre du Projet

« Résultats (1) »

1-1 Faire une synthèse des résultats d'étude existants sur les espèces prioritaires

1-2 Sélectionner les 3 espèces prioritaires par province et par région

1-3 Créer les matériels pédagogiques pour la formation technique de production de plants afin de promouvoir les espèces prioritaires

1-4 Réaliser des formations d'agents forestiers en techniques de production de plants nécessaires à la promotion des espèces prioritaires

1-5 Les agents forestiers formés (1-3) organisent des formations de groupements pépiniéristes sur les espèces prioritaires

1-6 Les agents forestiers effectuent le suivi régulier sur le terrain des groupements concernés

« Résultats (2) »

2-1 Organiser au niveau régional l'atelier de concertation* afin de clarifier le besoin annuel en plants de la prochaine campagne

2-2 Les activités de sensibilisation et de vulgarisation visant à améliorer le circuit de commercialisation des plants sont menées en collaboration entre les services compétents du MECV et les groupements de producteurs.

« Résultats (3) »

3-1 Analyser la problématique de la mise en œuvre de la SNPP

3-2 Formuler les propositions afin de résoudre la problématique (3-1).

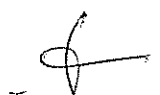


LISTE DES EXPERTS JAPONAIS

Experts japonais

(1) Planification de Production de Plants

(2) Autres experts selon les besoins du Projet afin de mettre en oeuvre efficacement le Projet



LISTE DES EQUIPEMENTS

Les matériels et équipements nécessaires pour la mise en œuvre du Projet proviennent de la partie japonaise en fonction du budget alloué à la Coopération technique. Les matériels et les équipements principaux à fournir sont les suivants :

- matériel informatique
- véhicule(s)
- autres matériels nécessaires à la mise en œuvre du Projet

NB : Les spécifications et les quantités des équipements mentionnés ci-dessus seront déterminées après consultation mutuelle entre la JICA et le Gouvernement du Burkina Faso.



**PRIVILEGES, EXONERATIONS ET AVANTAGES POUR LES EXPERTS
JAPONAIS**

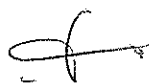
Conformément aux lois et règlements en vigueur au Burkina Faso, le Gouvernement du Burkina Faso accordera les privilèges, exonérations et avantages suivants :

- (1) Exonération des impôts sur le revenu et des taxes de toutes sortes sur les allocations de prise en charge provenant de l'étranger ;
- (2) Exonération de taxes et autres charges imposées sur l'importation et l'exportation d'effets personnels et ménagers des experts, y compris un (1) véhicule motorisé par expert ;
- (3) Utilisation de tous les moyens disponibles pour fournir l'assistance médicale et les autres assistances nécessaires aux experts japonais ;
- (4) Délivrance gratuite du visa d'entrée et de sortie pour les experts japonais ;
- (5) Délivrance de cartes de séjour aux experts japonais afin d'assurer la coopération de ces experts avec toutes les autorités concernées dans l'exercice de leurs fonctions ;
- (6) Exonération des taxes à l'importation et à l'exportation sur les matériels apportés par les experts, dans le cadre du Projet.



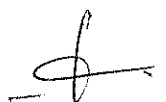
LISTE DES HOMOLOGUES ET DU PERSONNEL D'APPUI DE LA PARTIE BURKINABE

1. Directeur des Forêts (Difor)
2. Coordonnateur National
3. Directeurs Régionaux concernés
4. Directeurs Provinciaux concernés
5. Agents Forestiers concernés :
6. Autre personnel convenu mutuellement selon la nécessité



LISTE DES LOCAUX ET DES COMMODITES

1. Locaux (bureau et magasin) et meubles nécessaires pour l'exécution du Projet ;
2. Eau et électricité, ligne de téléphone nécessaires pour l'exécution du Projet ;
3. Autres commodités jugées nécessaires d'un commun accord.



COMITE DE PILOTAGE

Pour la bonne marche du Projet, un Comité de Pilotage est mise en place et se réunira deux fois par an et en cas de nécessité.

1. Fonctions

- (1) Evaluer les activités réalisées au cours de l'année écoulée ;
- (2) Examiner les difficultés rencontrées, les propositions de solutions ;
- (3) Examiner et approuver le programme annuel des activités du Projet ;
- (4) Examiner les budgets et les dépenses annuelles du Projet ;
- (5) Autres.

2. Président : Secrétaire Général

3. Secrétaire : Coordonnateur National du Projet

4. Constitution des membres

(1)Partie Burkinabé

1) MECV

- Directeur Général de la Conservation de la Nature (DGCN)
- Directeur des Forêts (Difor)
- Représentant de la Direction des Etudes et de la Planification (DEP)
- Représentant de la Direction de l'Administration et des Finances (DAF)
- Représentant du Centre National de Semences Forestières (CNSF)
- Représentants des Directions Régionales et Provinciaux de l'Environnement et du Cadre de Vie des Régions concernées

2) Autres Ministères

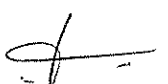
- Représentant du Ministère de l'Economie et des Finances (DGCOOP)

(2) Partie Japonaise :

- Experts du Projet
- Représentant Résident de la JICA au Burkina Faso
- Autres personnes concernées, envoyées par la JICA,

Note : En plus des participants désignés, les personnes qui seront invitées par le président peuvent assister à la réunion du Comité de Pilotage.

Note : Un officiel de l'Ambassade du Japon peut participer au Comité de Pilotage en tant qu'observateur.

Draft Project Design Matrix (PDM o)

Intitulé du Projet : Projet d'appui à l'organisation de la filière de production de plants au Burkina Faso

Durée du Projet: 3 ans (2009 - 2012)

Organismes exécutants: Ministère de l'Environnement et le Cadre de Vie (MECV) , Direction des Forêts (DiFor)

Sites d'intervention: 2 régions à savoir Centre et Centre-Nord

Groupes Bénéficiaires: (bénéficiaires directs) : agents forestiers des structures centrales et déconcentrées des régions d'intervention, des pépiniéristes des deux régions, utilisateurs de plants : (bénéficiaires indirects) :habitants des régions d'intervention

SOMMAIRE NARRATIF	INDICATEURS OBJECTIVEMENT VERIFIABLE	SOURCES DE VERIFICATION	CONDITIONS EXTERIEURES
<p>But global Les actions de reboisement sont renforcées dans les régions concernées.</p>	<p>1. L'écart entre les prévisions et les superficies réellement reboisées se réduit</p>	<p>1. Les statistiques de la DiFor</p>	<ul style="list-style-type: none"> La politique de reboisement reste inchangée
<p>Objectif du Projet La production de plants bien planifiée est promue dans les régions d'intervention.</p>	<p>1. La baisse du reliquat ou du manque des plants dans les régions ciblées (nombre de plants produits, réussis, livrés) 2. L'augmentation du nombre de plants vendus pour le reboisement privé (par espèce, usage, client)</p>	<p>1. Les statistiques de la DiFor et/ou l'enquête menée par le Projet</p>	<ul style="list-style-type: none"> La politique de reboisement reste inchangée La situation socio-économique des régions ciblées reste stable Le soutien des partenaires pour le reboisement se maintient
<p>Résultats Attendus 1. Les techniques de production de plants des pépiniéristes des groupements sont améliorées.</p>	<p>1-1. L'amélioration du niveau de compréhension des pépiniéristes des groupements et des agents forestiers concernés sur la technique de production de plants des espèces prioritaires 1-2. La baisse des coûts de production et la hausse de rentabilité des pépinières des membres de groupements des régions d'intervention</p>	<p>1. Rapport de formation, l'interview des groupements 2. L'enquête menée par le Projet</p>	<ul style="list-style-type: none"> Les catastrophes naturelles susceptibles d'affecter les ressources forestières ne surviendront pas La bonne gouvernance est assurée à tous les niveaux
<p>2. Les échanges d'informations entre les acteurs* concernés par la production de plants et par le reboisement sont renforcées afin de mettre en œuvre la production planifiée de plants.</p>	<p>2-1. Le degré de satisfaction des participants à l'atelier de concertation** au sujet du partage des informations 2-2. L'augmentation du nombre de plants livrés ainsi que l'augmentation du % de plants livrés sur les plants produits par les groupements dans les régions d'intervention</p>	<p>1. L'interview des participants à l'atelier de concertation 2. L'enquête menée par le Projet</p>	
<p>3. Des orientations en vue d'une meilleure planification de la production des plants en rapport avec les actions de reboisement sont élaborées.</p>	<p>3-1. L'évaluation de la mise en œuvre de la SNPP 3-2. Des propositions soumises (3-1) sont adoptées par le Comité de Pilotage.</p>	<p>1. Les statistiques de la DiFor et/ou le rapport du Projet 2. Les procès-verbaux du Comité de Pilotage</p>	

Draft Project Design Matrix (PDM o)

Activités	Intrants	Conditions Préalables: -SNPP** se maintient
<p>0-1 Faire la revue des activités concernées par le reboisement et la production de plants</p> <p>0-2 Définir les modalités et mécanismes de la mise en oeuvre du Projet</p> <p>1-1 Faire une synthèse des résultats d'étude existants sur les espèces prioritaires</p> <p>1-2 Sélectionner les 3 espèces prioritaires par province et par région</p> <p>1-3 Créer les matériels pédagogiques pour la formation technique de production de plants afin de promouvoir les espèces prioritaires</p> <p>1-4 Réaliser des formations d'agents forestiers en techniques de production de plants nécessaires à la promotion des espèces prioritaires</p> <p>1-5 Les agents forestiers formés (1-3) organisent des formations de groupements pépiniéristes sur les espèces prioritaires</p> <p>1-6 Les agents forestiers effectuent le suivi régulier sur le terrain des groupements concernés</p> <p>2-1 Organiser au niveau régional l'atelier de concertation* afin de clarifier le besoin annuel en plants de la prochaine campagne</p> <p>2-2 Les activités de sensibilisation et de vulgarisation visant à améliorer le circuit de commercialisation des plants sont menées en collaboration entre les agents forestiers et les groupements de producteurs.</p> <p>3-1 Analyser la problématique de la mise en oeuvre de la SNPP**</p> <p>3-2 Formuler les propositions afin de résoudre la problématique (3-1).</p>	<p>Partie japonaise :</p> <ul style="list-style-type: none"> • experts ; qualifiés en planification de production de plants, et autres experts selon les besoins du Projet afin de mettre en oeuvre efficacement le Projet • équipements ; matériel informatique, véhicule et autres matériels nécessaires à la mise en oeuvre du Projet • formation ; • frais opérationnels de mise en oeuvre des activités du Projet <p>Partie burkinabé :</p> <ul style="list-style-type: none"> • personnel national de contrepartie ; Directeur de la Direction de tutelle du Projet • Coordonnateur national • Personnel technique aux niveaux des structures centrales et déconcentrées • locaux et commodités • Fond de contrepartie nationale • données et informations nécessaires à la mise en oeuvre du Projet 	<p>Conditions Préalables:</p> <ul style="list-style-type: none"> -SNPP** se maintient

N.B.

Utilisateurs de plants : les projets de développement, les Partenaires Techniques et Financiers, les collectivités territoriales, les utilisateurs privés (ONGs, les associations, les paysans), et les autres acheteurs

Groupement de producteurs de plants : l'unité de producteurs groupés au niveau le plus bas et officiellement reconnue

Producteurs de plants : les producteurs de plants enregistrés auprès des DRECVs, DPECVs, SDECVs

*Atelier de concertation : les producteurs de plants indépendants ne faisant pas partie d'un groupement pourront y participer.

**SNPP : Stratégie Nationale de Production de Plants au Burkina Faso